令和４年第１回　飯塚市議会会議録第５号

　令和４年３月４日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１１日　　３月４日（金曜日）

第１　一般質問

第２　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第１号　ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議

第３　議案の訂正について

第４　議案に対する質疑、委員会付託

１　議案第　２号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第１１号）

（　総務委員会　）

２　議案第　３号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）

（　経済建設委員会　）

３　議案第　５号　令和４年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算

（　協働環境委員会　）

４　議案第　６号　令和４年度 飯塚市介護保険特別会計予算

（　福祉文教委員会　）

５　議案第　７号　令和４年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算

（　協働環境委員会　）

６　議案第　８号　令和４年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

７　議案第　９号　令和４年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

８　議案第１０号　令和４年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

９　議案第１１号　令和４年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

10　議案第１２号　令和４年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算

（　経済建設委員会　）

11　議案第１３号　令和４年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算

（　協働環境委員会　）

12　議案第１４号　令和４年度 飯塚市水道事業会計予算

（　経済建設委員会　）

13　議案第１５号　令和４年度 飯塚市工業用水道事業会計予算

（　経済建設委員会　）

14　議案第１６号　令和４年度 飯塚市下水道事業会計予算

（　経済建設委員会　）

15　議案第１７号　令和４年度 飯塚市立病院事業会計予算

（　経済建設委員会　）

16　議案第１８号　押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（　総務委員会　）

17　議案第１９号　飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

18　議案第２０号　飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

19　議案第２１号　飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

20　議案第２２号　飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

21　議案第２３号　控訴事件に係る和解（入会権確認等請求控訴事件）

（　総務委員会　）

22　議案第２４号　契約の締結（競走場メインスタンド整備工事）

（　経済建設委員会　）

23　議案第２５号　市道路線の廃止

（　経済建設委員会　）

24　議案第２６号　市道路線の認定

（　経済建設委員会　）

25　議案第２７号　専決処分の承認（令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第９号））

（　福祉文教委員会　）

第５　請願の委員会付託

１　請願第６号　２０２２年４月の水道料値上げの中止を求める請願

（　経済建設委員会　）

２　請願第７号　２０２２年４月の水道料値上げの中止を求める請願

（　経済建設委員会　）

３　請願第８号　飯塚オートレース新スタンド建設中止に関する請願

（　経済建設委員会　）

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。１２番　江口　徹議員に発言を許します。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　まず１点目、「生活環境の保全について」お聞きいたします。昨日、一般質問でも出ておりましたが、昨年夏、熱海での土砂崩れが起き、盛土の危険性が指摘されました。同様なことが起きないよう、市としても対応が求められているというのは、昨日も質問があったところでございます。

改めてお聞きいたしますが、市としてどのように対応しているのか。まず、防災という意味で、防災安全課についてはどのような取組をしておられるのか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　防災対策等として個別の規制等を総務部防災安全課として設けることにはなりませんが、現在、国土強靱化計画を当課において作成中であります。この計画は様々な分野の計画の指針として、あらゆる災害に対し最悪の事態を回避する取組を定めておりますので、この計画の下で、様々な分野における事業の推進が図られていることになります。

なお、災害時におきましては、土砂災害警戒区域はもとより、周辺地域のパトロールを行い、現地の情報を収集するとともに、詳細な気象情報等を収集し、周辺住民の方に対し、適切な避難情報等が発令できるよう体制づくりに努めているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　熱海以来、特段、何らかのアクションをしたということはございますか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ございません。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　次に、農林振興課を所管する経済部についてはいかがですか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　経済部におきましては、林地開発に際しまして、事業者が福岡県へ林地開発許可申請を行った後、県からの意見照会に係る庁内での意見集約と回答がございます。事業者が森林を開発する際に、その開発面積が１ヘクタールを超えるものであった場合には、林地開発許可を受ける必要があり、開発者が許可権者である福岡県に対して、林地開発許可申請を行います。事業者による林地開発許可申請後に、福岡県より本市に対し、森林法第１０条の２に基づき、当該開発申請の意見照会があり、所管課である農林振興課において、関係各課から開発に際し、土地利用上の観点、災害防止機能の観点、水害防止機能の観点、水源涵養機能の観点、環境保全機能の観点からの関係各課からの意見を集約し、開発行為に対する意見を福岡県へ回答いたします。福岡県におきましては、森林法第１０条の２に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準の災害の防止の中で、盛土等に対する基準も設けられており、審査が行われておりますので、今後とも関係部署と情報共有しながら、対応いたしたいと考えているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　先ほど総務部に聞いたことと同じことをお聞きいたします。熱海以降、特段の対応というのは何かとられましたでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　新たに取り組んだものとしてはございません。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　次に、環境を所管する環境整備課としては、どのような取組をされているのかお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　市民環境部としましては、自然環境保全条例に基づきまして、事業面積が１千平米以上の土砂による埋立て、盛土、その他の土地への堆積を行う事業につきましては、事業計画書の届出の提出、それに伴う住民説明会、また事業に係る意見書及び見解書のやり取り等を行い、事業者と周辺住民等との合意形成に努めるなど対応をしております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　さきの２部と同じく、熱海以降、特段の対応をとられたことはございますか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　特段ございません。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　次に、開発行為ということで、都市計画課を所管する都市建設部としてはいかがですか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　都市建設部におきましては、都市計画課のほうが建築を目的とする開発行為がございます。開発区域面積が１千平方メートル以上、３千平方メートル未満の場合には、飯塚市開発指導要綱に基づく飯塚市長の同意、また開発区域面積が３千平方メートル以上の場合には、都市計画法第２９条に基づき福岡県知事の許可が必要となります。なお、盛土の実施そのものに同意、許可が必要というわけではありませんが、開発行為において盛土が施工される場合には、福岡県と連携を図りながら、開発審査基準や様々な指針等に基づき、適切に施工されるように指導を行っております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　では、熱海以降、何らかの特段の措置等はされましたか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　新たに取り組んでいることはございません。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今、防災という意味で総務部、そして経済部、そして市民環境部、そして都市建設部にお話をお聞きいたしました。これ以外のところで、この熱海について、何らかの部分、熱海の事件、盛土等に関して関連する部分はないかと思うのですが、ここはもう、それ以外はないという理解でよろしいですか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問議員がおっしゃられるように、ないということで構わないと思います。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　では、熱海以降、４部とも何らかの部分はやっていないということなんですが、これ、部課を横断して検討した、何らやっていないというのは分かったんだけれど、検討したことはあるのかどうか、その点いかがですか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　部課を横断して検討したことはございませんが、県を通じての調査がございまして、その県を通じた調査において関係各課へ照会を行い、情報共有を行ってきたところでございます。また、８月３０日、全国市長会によって、大雨に関する緊急要請が行われ、不適切な残土処分行為等を規制するための、国が主体となって実効性のある法整備を図ることを求めてきたところでございます。その後、国土交通省が令和４年１月１７日に開会した通常国会に、熱海で起きた土砂災害を受け、宅地や森林、農地など土地の利用区分に関わらず、人家に影響を及ぼす可能性のある盛土行為を都道府県知事の許可制にする制度の創設や、無許可造成に対する罰則を強化する宅地造成等規制法改正案が３月１日に閣議決定されました。改正案では、盛土が行われた土地について、所有者が常に安全な状態を維持する責務を管理責任として明確化することに加え、都道府県知事は必要に応じ、所有者のほか、盛土の造成主や工事施工者などに対して、災害防止に向けた是正措置などを命令できるよう監督処分を盛り込まれた内容となっております。今後、法案の審議状況や内容等について、それぞれの関係部署において、その動向を注視し、それぞれ関係部署において情報共有等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　部課を横断しての協議はなされていないということでありますが、非常に残念に思います。あれだけの事件、みんな本当に非常に心を痛めたし、飯塚は大丈夫だろうかと、飯塚市ではそういったことはないのだろうかと考えられたことだと思います。現実には、環境整備課では盛土の箇所に関して、パトロールをしたというお話もお聞きしています。そういった事例はあるんだけれど、片一方で、皆さん方、飯塚市役所として何らかのアクションをするというか、大丈夫なのか確認する作業をきちんと組織としてやらなければと思うのです。片一方で、飯塚市内では同じようにこの盛土に関して請願が出されました。取下げとなりましたが、大日寺で盛土の計画があり、請願が出されておりました。ありがたいことに、今のところ取下げというふうな形になってはいるわけですが、もう一遍出てくるかもしれないわけです。地域の方々はやはり心配していると思いますし、それ以外のところでも不適当な事例とかがありながら、心配している方がおられる。そういったことを考えると、きちんとそこに関しては向き合わなくてはならないと思っています。この盛土に関しては、一部の自治体では条例を整備して、そこに対して制限をかけようとやっておられるところもあります。ぜひそういったことを併せて、しっかりとした検討を求めたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　今後、関係各課と横断的に情報共有等、協議を図っていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ぜひ、現場だけではなくて、その指示をする立場の方々、そのリーダーシップを求めたいと思います。

次に、ごみ処理等についてお聞きいたします。２０５０年温室効果ガス実質ゼロ、そして２０３０年温室効果ガス４６％削減、さらには５０％高みを目指すというふうな形で、政府の発表もあっています。ＳＤＧｓ等の流れもありながら、社会は大きく変わろうとしています。車に関しても、日本が得意としていたハイブリッドに関しては、ある意味、押しやられるような形でＥＶ、電気自動車への波が大きくうねりが起きています。そしてまた、石炭火力発電に関しても、非常に厳しい指摘を受けています。このような環境問題の深化を受け、市に寄せられる意見も様々あると思いますが、市民であったりとか、環境審議会等もございます。そういったところからの提案については、どういったものがあるのか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　環境審議会におきましては、現計画であります第２次飯塚市環境基本計画における各評価指標について、未達成であることが多いことの指摘を受けております。これらの未達成項目については、ごみの排出量、リサイクル率、マナー・モラルの問題など、市民一人一人が日頃いかに環境に配慮した行動をとるか依存している項目が多いことから、市民一人一人が自分事として環境問題を捉えることが重要であるという意見がありました。また、市民意見募集におきましても同様に、マナー・モラルの改善について、地域や関係機関と連携して取り組んでほしいといった声のほか、地域における温室効果ガスの排出量について懸念する声が届いております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　市民から寄せられた意見については、私どもは知る由がないのですが、片一方で環境審議会については、会議録が上がっており、読むことができます。その中でも、幾つか目を引くものがあるんです。幾つか紹介したいと思います。

令和２年３月１０日、令和元年度の第３回目の環境審議会の中では、この時点での２０３０年度目標であるマイナス４０％削減の達成に向けた具体的な削減目標値の内訳を示すことはできないか。例えば、温室効果ガス削減に向けた取組内容ごとの削減目標値というものがあったりとか。

片一方で、第２次計画期間中は施設の廃止等により、大幅な温室効果ガスの削減ができている都市があると、今後施設の廃止がないようであれば、人的なものだけで温室効果ガスを削減することが必要になるとか、そういった点についてどう考えているのか。

また、温室効果ガス排出量の８割を占めているのは電気と石炭コークスの使用量である、石炭コークスに関する計画はないのか。ここに関してはそれこそクリーンセンターの部分も言及されていたりします。

また、これちょっと期日は、どこか分からないのですけれど、計画から８年経過したけれど、目標２１項目中、達成は５項目だと。このままだとずるずるいって目標達成はできないと思う。そういったことに対して行政としての取組は、周知啓発に注力するほかなく、確実に改善していく手は打てないとありますが、そういった答えを返されたんでしょう。それに対して、行政でなければできない、行政だからこそできる仕組みか仕掛けがたくさんあると思いますというお話があっているんです。

そのうちの一つかもしれませんが、令和元年７月２５日の環境審議会の中では、ごみ袋の値段による政策誘導を考えておられます。現行のごみ袋小を値下げ、半額にして、片一方で、大を値上げ、２倍にすることで減量化を意識づけしてはいかがですかとか、いろいろな部分があったりするんです。そういった部分に関して、市としてそれをどう受けて、どう考え、どう行動されているのか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　環境審議会でいただいたご意見のとおり、多様な分野・規模の環境問題の解決には、市民、事業者、環境団体等の各主体が、環境問題を自分事として捉え、地球規模で考え、足元から行動するため、第３次計画におきましては、教育、協働、連携の推進を横断的な重点施策として掲げ、各主体が環境保全意識を高め、行動変容を促すことを目指しております。特に、近年において注目されている地球温暖化問題につきましては、第３次計画においても、中期目標として２０３０年度までに、２０１３年度比４６％の温室効果ガス排出量の削減、長期目標として２０５０年度までに実質排出量ゼロを掲げており、省エネ、再生可能エネルギー導入の推進、４Ｒの推進の施策方針の下、目標達成に取り組んでいるところでございます。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　目標達成に向け、いろいろなことに取り組むのはいいのだけれど、問題はそこがその目標にきちんとたどり着くような施策かどうかというところがあるのだと思います。そういう意味では、その施策一つ一つが問われてくるわけですが、分別方法、ごみの量、総費用の推移について、まずご案内いただけますか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　まず、ごみの分別につきましては、市民、事業者から排出されるごみを、可燃ごみ、不燃ごみ、空き缶・空き瓶、粗大ごみ、古紙・古布、資源プラスチック、有害ごみの７区分の分別として収集をいたしております。

次に、ごみの収集運搬事業費等を含めた全体のごみ処理経費につきましては、直近３か年で申しますと、平成３０年度が約２３億４千万円、令和元年度が約２４億円、令和２年度が約２３億５千万円となっております。ごみの量の推移につきましては、直近３年間の可燃ごみを申し上げますと、平成３０年度が４万４４８５トン、令和元年度が４万４００２トン、令和２年度が４万４１０３トンとなっており、近年では、ほぼ横ばいの状況であります。最後に、合併当初の平成１８年度の可燃ごみの量は５万２９９トンとなっております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　２３億円から２４億円、非常に大きな費用がかかるわけですね。やはり日々の生活の積み重ねでありますので、ある意味、致し方ない点もありますが、ただ、このままの状況で、目標が達成されると思わないわけです。ただ、ある意味、そこをきちんと改善してくると、ここの費用ががっと変わってくるということもあり得るわけですね。このごみの量に関しては、近年はそんなに変わらない、横ばいという形であったのですが、ごみ減量に関して、今まで取り組んできたものはどのようなものがあるのか、ご案内いただけますか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　今までの取組としましては、市民参画による一斉清掃活動やごみの分別、資源回収などの啓発、ごみ出しルールの徹底、不法投棄の防止のための看板の設置など、ごみの発生抑制や減量化に努めてきているところでございます。市民の皆様にも日頃から、ごみの削減を意識し、行動していただいているのではないかと認識をしております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　今、お答えになったのは、ある意味、今のルールを変えることなく、そのルールの徹底をやっていった、そういった部分だと思います。

では、今やっていること以外で検討したこと、検討したけれどできなかったということもあるかと思います。そういったことに関しては、どういったものがございますか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　ごみの減量に当たっては、ごみの発生自体、抑制していくことが重要であると考えております。現在、策定中であります第３次飯塚市環境基本計画においても、ごみの発生抑制や、再利用、再資源化の促進など、４Ｒの推進、啓発に取り組むように計画をしております。特に、マイバック等、ごみとなる物の受取拒否と申しますか、マイバック等の推進とかに力を入れております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　マイバックについては、それこそレジ袋とか、あれはある意味、政府としての取組ですよね。これは、ゲームチェンジを図ったわけです。あれが効果的だったかどうかは別にしてね。そういった意味でやったわけです。ただ、飯塚市としてはまだそこまではできていないわけなのですが、今、他方で、ふくおか県央環境広域施設組合で新清掃工場の建設の検討がなされています。その中で今後、ごみの分別、ごみ減量について取り組むべきことなど、検討したことがあるのかどうかお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　質問者が言われますとおり、ふくおか県央環境広域施設組合では、令和１２年度の開設を目標に、新工場の建設を計画しております。現在、その開設までの期間に行います令和５年４月から、既存施設の再編に向けて、関係自治体間で一部相違しておりますごみの分別方法の統一化、昨年３月に公表されましたプラスチック廃棄物の再資源化促進などの国の動向等に関します検討・協議を、関係自治体及び施設組合とともに行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　それでは、その検討・協議の中で、コストに関して検討等については行われていますか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　今後のごみ分別の取組につきましては、検討は新工場建設の計画に関する具体的な方向性とともに、関係自治体と協議・検討していく必要があると考えておりますが、現在のところコストの検討までには至っておりません。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　２０５０年温室効果ガス実質ゼロ、２０３０年温室効果ガス４６％削減、さらに５０％高みを目指すという政府目標を達成する。そうなると、飯塚市としても、そこに関して大きな変更を行わないと無理ではないかと私は考えます。その点、いかがお考えですか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　地球温暖化対策計画にある２０３０年度における温室効果ガスの２０１３年度比４６％とする目標、また、２０５０年度のＣＯ２排出ゼロという大きな目標を達成するためには、清掃工場の建設に当たっても、様々な取組を進めていく必要があると認識をしております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　やらなくてはならないというところでは、思いは同じであると思います。では、それをどうやるかなんですね。ここは本当に大変なんです。人々の生活が変わらないといけないからですね。その策として、生ごみ、そして草木を別に収集して、別に処理することはできないかと考えるんです。というのが、生ごみに関しては、近くでは、大木町に関しては、生ごみだけを集めて、これを液体肥料にしてやるわけです。そうすると清掃工場に持ち込まなくて済む、燃やさなくて済むわけです。どうしても生ごみが混じると温度が下がるので、その分石炭コークスを使わなくてはならないわけですよね。そういった意味では、生ごみの処理を別にするということは、環境に対してもいいことだと考えます。

もう一つは草木なんです。以前、ごみの中に何が入っているのというのをお聞きしたことがございます。その中でびっくりしたのは、実は草木が結構多いんですと、そのときに一番だったんですよ。そうなのと思ったわけですが。その草木の部分が、ごみ袋の中から外れてくると。そして、この草木に関しては、例えば小さいところでのボイラーであったりとか、そういった燃料というふうな形で使うこととかも始められているところはありますし、ある意味バイオマス発電という部分もあったりはします。そういったことを、私がぱっと考えてというか、前々から思っているのは、そこの２点に関しては別ルートでやってはどうかと思ったりするわけですが、そういったことに関して検討したことがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　質問議員が言われます草木のほうからお答えをさせていただきます。草木につきましては、再資源化するために、再資源化可能な業者に一般廃棄物処分業の許可を与えております。そちらに草木を搬入していただき再資源化することで、工場でのごみ処理量及びＣＯ２削減に努めているところでございます。

また、生ごみにつきましては、新たに分別収集することは、市民の皆さんに十分にご理解をいただく必要があるとともに、費用面等も考慮しながら、関係自治体と慎重な協議が必要であると考えております。現在の飯塚市の取組としましては、生ごみの排出抑制の啓発活動等を行うことで、処理量を減らすことに努めております。生ごみの別収集につきましては、現在のところ検討はしておりません。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　草木に関してはそういったことを質問の打合せの中で教えていただいて、そうなんだと思ったんです。ただ片一方で考えると、自治会で公園の清掃とかやるわけですよ。そして、抜いた雑草とかを袋にまとめるのだけれど、多分これを収集しているのは普通の収集に乗って、多分そのまま清掃工場に行くんだろうと思いながら、多分そちらの別ルートの一般廃棄物処分業の方々には行ってないんだろうと思ったりはします。やはりそういったことを考えると、もうちょっとしっかりやらなくてはいけないと思うんです。

大切なのは、今やっている県央の新工場建設前に、ここの部分の分別方法の見直しを含め、ごみ処理の抜本的見直しをすべきであるということなんだと思うんです。そうしないと、せっかく造ったんだけれど、いやもう、その後で分別方法を変えました。よりよいものができました。そうすると、せっかく造ったのは、過大な構造になりかねないわけです。そして、早ければ早いほど、その中で先ほど出た２３億円、２４億円が削減されることもあり得るわけですよね。経済的な点からも、そして環境に与える負荷からも、県央の新工場建設前に、分別方法の見直しを含めたごみ処理の抜本的見直しをすべきであると考えますが、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　先ほど質問議員が言われました草木の回収、収集につきましては、処理につきましてもシルバー人材センター、都市建設部等が、その草木を収集、運搬、処理する場合、先ほど言いました一般廃棄物の処分業の許可を与えているところに処理をしてもらっておりますので、その点は訂正をさせていただきます。

今のご質問ですけれども、繰り返しの答弁になりますけれども、ふくおか県央環境広域施設組合で令和１２年度の開設を目標に新工場の建設が計画されており、現在も関係自治体間でごみの分別方法の統一化や課題の整理を図っているところでございます。その中でどのような分別方法を推進することがいいのか、どのような処理方法の施設を整備していくことがいいのか、具体的な検討を、今後、施設組合で関係自治体と十分に連携し、進めていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　事は市民の生活に関することであります。ぜひ、検討・協議の過程が見えるような形でやっていっていただきたい。そしてまた、より素早い形でやっていただきたいと思います。

次に、「情報公開について」お聞きいたします。びっくりするようなことがあって、改めて情報公開について取り上げるわけなんですけれど、そこについてはちょっと後に回したいと思いますが。まず、本当にまた基本に戻って申し訳ないんだけれど、多分この場でも、議場の中でも、何度も何度も聞かれたことだと思うのですが、なぜ情報公開が必要なのか、その点について、まずご案内ください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　情報公開制度の説明でございます。情報公開制度につきましては、市が保有し、または保有すべき情報の公開並びにその総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に関する参画と監視を一層促進し、もって公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に期することを目的として情報公開制度の条例を定めておりますので、このために必要だというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　もともと、自治体のオーナーは市民であります。そしてそこから信託を受けて、市役所も、そして私ども市議会も活動されるわけなのですが、そこの基盤として情報公開が必要であり、そして対等な議論をするためにも必要なものとして、情報があるのだと思っています。その情報については、誰のものであるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　市が保有しております情報でございますが、情報公開条例の目的から見ても、情報は住民、市民のものであるという側面があると考えております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　先ほど言いましたように、市のオーナーは市民であります。そういった面から考えると、やはり情報は市民のものである。先ほど側面があると言われましたが、それが本質であると思っています。

では次に、本市における情報公開の現状についてお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市における情報公開は、飯塚市情報公開条例に基づき運用を行っております。情報公開につきましては、公文書公開制度における請求等に基づく情報公開と、情報公表とか情報提供といった請求等に基づくことなく自主的に情報を出していく情報公開の２つに大別されております。請求に基づく情報公開制度の適正運用とともに、情報の提供及び情報の公表並びに会議の公開等の施策を整備、充実することにより、市が保有する情報の公開を総合的に推進しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　本市における情報公開の請求件数の推移並びに処理件数とか、公開にかかった日数等についてもご案内いただけますか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　過去１０年間の請求件数の推移につきましては、平成２３年度の１０６件に対し、令和２年度は２２０件となっており、請求件数は増加傾向にございます。令和２年度の情報公開請求数は２２０件、このうち全部公開が１０２件、部分公開が１１３件、非公開が５件となっております。部分公開のうち、一部文書不存在が１４件となっております。非公開のうち、情報公開保護等を理由にするものが２件、不存在を理由とするものが３件となっております。また公開までの日数につきましては、即日公開が７６件、即日公開を行わず、条例に基づき請求があった日の翌日から起算して１４日以内に回答したものが１４４件となっております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　課題を考える中で、冒頭にお話をした、えっという思いをした案件について、お聞きいたします。それは、つい先日行われた総務委員会における契約課長の発言なんですね。少し経緯というか、会議録からどんな会話があったかというのをご紹介したいと思います。入札制度検討委員会の中のやり取りなんですけれど、検討委員会でのそういった話合いの議事録が、前回あるような、ないような話だったんだけれど、現実に副市長をトップとする検討委員会の議事録というのは制作されているのですかという、委員側の問いに対し、契約課長の答えは、内部の協議の決定事項でございます。特に議事録というものはございませんと言われたんです。ない理由は何だということを聞いたら、委員に対し契約課長は、庁議等もそうですけれど、もう内部の意思決定をする段階において、検討委員会の中で協議を行っておりまして、これは公開を目的としておりませんので、特に議事録というのがないということです。協議の過程という部分については公開を目的としていないので、議事録というのを作成していないということでございますという話をされたんです。これを控室で、ネットで聞いていたんですが、もう本当にびっくりしたんですよ。と同時に、情報公開とは何だと、情報公開制度とは何だという、そこの共有が市の中でできていない表れではないかと思ったんです。これは総務部長、久世副市長が後でも答えたりしているんだけれど、改めてお聞きいたします。この発言、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　情報公開条例第１６条第２項におきまして、実施機関は会議について会議録を適正に作成するものとすると規定しておりまして、情報公開条例施行規則第１１条において、会議録の作成は会議内容の要点を記録したものを含むとすると規定いたしております。総務委員会におきまして、議事録を作成していないと回答した点につきましては、後刻私も副市長も併せて答弁をいたしましたが、全文筆記を行った会議録を作成していないという趣旨で答弁したものでございます。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ただ、あのやり取りを聞いている中で、そういう趣旨とは聞こえていないわけなんですよ。そもそも契約課長の話もそういうふうな形だったのかなと言われて、もう一遍思うんだけれど、ううん、どうなんだろうというふうな思いがあったわけなんです。

言われるように、会議録の作成は条例上の義務であるいうところが、きちんと伝わっているのであれば、ああいった回答にはならないと思うんです。第１６条２項、実施機関は、会議について会議録を適正に作成するものとする。当然のことながら、やるべき仕事ですよね。もともと条例については、保有している情報だけではなくて、保有すべき情報に関してもターゲットとしていて、なかったら、どうにかしてきちんと作って出しなさいという条項すらあるわけです。会議録については、全文会議録でなくていいと思うんですよ。要点筆記でいいと思いますし、ある意味、音声データが正しい。正式な会議録で、それを補佐する方法として要点筆記を作るという形も、やり方もあるんだと思うんです。やり方は別にして、実施機関の皆様方のやっている会議についてはきちんと会議録を作る。これは前提ですよね、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　情報公開条例における会議録の策定につきましては、当該記録の公開、非公開に関わらず、会議録を作成しなければならないものでございます。総務委員会において公開を目的としておりませんので、会議録を作成していないと回答した件につきましては、公開を目的とした全文会議録は作成しないという趣旨の答弁でございます。現実、総務委員会で発言をいたしました当該会議につきましても、会議の記録として、きちんとした文書は作成いたしておりますので、その旨、了解をいただきたいと思っております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ぜひ、その点について徹底してやっていっていただきたい。この場にいる皆様方は、それをぜひ部下の方々にお伝えいただきたいと思います。その中で提供の仕方、情報公開の仕方等について、ちょっとやはり足りないのかなと思う点があるんです。実は、会議録とかが上がってはいても、それが十分なもの、それだけで十分なものかどうかというのがあったりするんです。例えば、今皆さん方が気にしているのは、それこそコロナの中で、生活がどうなるかということだと思うんですけれど、例えば令和４年、今年１月７日に開催されたコロナの対策本部会議の会議録を市のホームページで見ました。これに関しては、会議における発言等の要旨の記載もないですし、課題や方向性の記載もありません。そしてまた資料もないんです。そうすると、これを読んだ人からすれば、どうなってこうなったのか分からないし、資料がなかったらそもそも分からないわけです。当然のことながら、こういった部分、発言の要旨であったりとか、資料についてはきちんと提供すべきであると考えますが、いかがですか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　先ほどご紹介いたしました情報公開条例施行規則第１１条におきまして、会議録の作成は会議内容の要点を記録したものを含むといった規定でございますので、会議の内容の要点を含む記録として、現在掲示をしているものでございます。ただし、質問議員がおっしゃいますとおり資料等の添付がない場合につきましては、会議内容が分からない等のケースがあると思いますので、こちらについては充足するよう、また庁内で検討させていただきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ぜひ、その点についても徹底をよろしくお願いいたします。そうやって出してあると、何も電話をかけて、これは何と聞く必要もないので、市民の側も、そして受ける職員の側も、ある意味、お互い、ウインウインなんですよね。無駄な時間を使わないためにも、提供を上手にやるということは必要であると思います。この情報公開について、以前質問させていただいたときに、目録について、できていないんだという話がございました。ちゃんとやると言っておられましたが、その後、どうなりましたか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　市が保有する行政文書の情報目録につきましては、昨年８月に作成し、情報公開コーナーに備え置いております。なお、更新作業につきましては、毎年１回するような形で予定をいたしております。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　やっと整備をされたということは歓迎しますが、更新作業が１回だったら目録として役に立つのか、どうかなというふうに思ったりはします。ぜひその点については、片一方で、デジタルな目録であるとかそういったことを考えていただければと思います。

先ほど、情報公開請求が増加傾向との回答がございました。請求者の利便性を確保するということを考えると、即日交付が７６件あったのかな。それがもっともっと増えることが大切だと思うんです。情報を作成するときに公開、非公開を最初にやりますよね。それで判断してすぐ公開できるものについてはやっていただきたいというのが１点。そしてまた、利便性確保を考えるとメールで請求は可能なんですよね。片一方で、そしたらメールで回答してはどうかと思うのですが、そういった点についてはいかがですか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　現在も即日公開が可能な場合につきましては、速やかな対応を行っておりますが、情報公開請求された内容について、公文書等の特定に時間を要する場合、あるいは公開、非公開について条例に基づく判断が必要な場合等が多くあり、即日交付が難しい現状もございますが、鋭意努力してまいりたいと考えております。

それからメールの関係でございます。情報公開の請求につきましては、飯塚市情報公開条例施行規則第３条第３項におきまして、窓口、郵送、ファクス、電子メールにより提出することといたしております。公開文書につきましては、請求者に対し、閲覧または写しの交付、スキャナーにより読み取った電磁的記録をＣＤ－ＲやＵＳＢに保存し交付を行っており、現状、メールでの回答は行っていない状況でございます。それから、手続の簡素化から、メールによる手続の簡素化や迅速な対応に向けましては、先進地の取組について、今後、調査研究してまいりたいと考えます。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ＤＸと言いながら、変えていく中での一つとして、そういった面についても、急いでいただきたいと思います。そういったことを考える中で、市として、ここを総務部総務課だけで考えるのではなくて、やはり先ほどの熱海の事件ではないんだけれど、どうやって進めていこうという組織が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　市民に対する説明責任を十分果たしていくためには、飯塚市情報公開条例第１５条に基づき、請求に基づく情報公開を行うほか、市民等が必要とする情報を積極的に提供するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることが重要であると考えております。このため、庁内の職員に対し情報公開条例の趣旨を再度周知徹底することで、市民が必要とする情報を迅速かつ容易に得られるように情報提供の充実を図ってまいりたいと考えます。議員が申されます全体を見る協議会、検討の会議等についても検討してまいりたいと考えます。

○議長（松延隆俊）

　１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　ぜひ、情報公開を職員皆様のものにするためにも、そういった組織をつくっていただければと思っています。

もう１点通告しておりました「自治体ＤＸと市役所業務について」なんですけれど、さきの代表質問等々でもかなり取り上げられました。そして方向性としては、きちんとそちら側にやっていくんだ。行かない市役所、書かない市役所、待たない市役所のほうにやっていくんだというのが、聞いてとれましたので、これについてはもう割愛させていただきたいと思います。ただ、それをやるのに対して、飯塚市は、ありがたいことに九工大の情報工学部があり、そして市内のベンチャー企業もあるわけですね。そういった方々とのコラボレーションであるとか、協業の中でやれることは、いっぱいあるんだろうと思います。そしてまた皆様方がつくっている地域情報化計画の中でも―――。

○議長（松延隆俊）

　発言時間が終了いたしましたので、ご了承願います。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前１０時５１分　休憩

午前１１時０５分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。１５番　田中裕二議員に発言を許します。１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　質問通告に従いまして一般質問をいたします。今回は昨年１２月議会に引き続き、「ＨＰＶワクチン予防接種について」質問いたします。

このＨＰＶワクチン、非常に分かりにくいという指摘がございました。それで子宮頸がんワクチンと表現をさせていただきたいと思いましたけれども、ＨＰＶワクチンが正式な名称であるということから、子宮頸がんワクチンという表現は、やはり正式名称でＨＰＶワクチンと言うほうがいいかと思いましたので、このＨＰＶワクチンとは子宮頸がんワクチンということを理解していただきますようによろしくお願いをいたします。

このＨＰＶワクチンの国の方向性が、前回の質問で言いましたように大きく変わり、今後は接種対象者、また保護者に対して、積極的に勧奨をするように、またキャッチアップ接種、これは国が積極的勧奨を控えている期間に接種の機会を逃してしまい、定期接種対象年齢を過ぎてしまった方に対しての救済接種でございますけれども、このキャッチアップ接種を実施するようになります。その取組の確認と、またあわせまして、前回１２月議会で、定期接種という位置付けでありながら、これまで十分な周知が実施できていなかった本市にも、当然その責任があると考えると、このように述べました。そのことに対しまして、国の責任であって、飯塚市は責任がないと思っていらっしゃる方がいらっしゃいました。今までずっとそのことについて質問をしてきましたので、そのように思っている方がいらっしゃるということは、非常に意外でございましたし、さらに残念でもございました。

そこで最初に、本当に飯塚市には何ら責任がなかったのか、また過去の質問の際に、担当部長が実施しておりません、やっておりません、申し訳ございませんでしたと、このような謝罪を何回もされておりますが、責任がないのであれば、何で謝罪をされたのかということも考えまして、その辺りを明確にしたいと思い、あえて最初に対象者への通知についてお尋ねをいたします。

予防接種法第８条にＡ類疾病の接種勧奨について、また、政令予防接種施行令及び通知の定期接種実施要領に定期接種対象者等への周知について、市町村の責務が規定をされておりますが、どのように規定をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　現在の国の予防接種実施要領では、定期接種の対象者、またはその保護者に対して、あらかじめ予防接種の種類、受ける期間及び場所、注意事項などを、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めることとされております。

また、今回のご質問のＨＰＶワクチンの定期接種を行う際は、使用するワクチンについて、子宮頸がんそのものを予防する効果は、現段階において証明されていないものの、子宮頸がんの原因となるがんに移行する前段階での病変の発生を予防する効果は確認されており、定期接種が子宮頸がんの予防を主眼としたものであることが適切に伝わるよう努めることとされております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　このＨＰＶワクチンは、これは何回も言っておりますので、もう皆さん暗記されるぐらい覚えていらっしゃるのではないかと思いますけれども、平成２５年４月から定期接種になりました。しかし、その２か月後の平成２５年６月に、国は市町村に通知を発しております。その通知の内容、どのような内容なのかお尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン、ＨＰＶワクチンでございますが、そのＨＰＶワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　この通知、平成２５年６月に出された通知では、積極的な勧奨は差し控えるようにということだけで、対象者等への周知については規定どおり実施しなければならないと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　通知では、接種の積極的な勧奨とならないよう留意することとされており、また、周知方法については、個別通知を求めるものではないとされていたため、個別通知は行っておりませんでした。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　確かに通知では、定期接種の通知はよほどの理由がない限り個別通知で通知するのですよと規定されておりますが、この２５年６月の通知では、必ずしも通知方法は、今、部長がおっしゃいましたように個別通知を求めるものではないという一行が加えられております。それではその通知を受けて、飯塚市はどのように対応されたのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　個別通知は行っておりませんが、ホームページや市民配付用の定期予防接種チラシに掲載することで周知を行っております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ホームページ、チラシで周知を行ったということでございますが、ホームページの内容はどのようなものであったのか、また、市民配付用のチラシは、いつ、誰に、どのような内容で、どのように配付をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ホームページの内容につきましては、今、更新がかかっているため詳細まで把握いたしておりませんが、周知について積極的な勧奨を控えているものの、ワクチン接種の意義、効果とともに副反応について、正しい情報を伝える必要があるとの質問議員からの指摘を受けまして、お知らせする内容を丁寧なものに改めて整理いたしております。

市民配付用のチラシにつきましては、昨年９月４日に市内の中学校及び高校にインフルエンザワクチン接種の助成とともに、ＨＰＶワクチン接種に関する情報を記載したものを配付しております。

また定期予防接種の接種年齢及び接種間隔のチラシは、接種開始時より定期予防接種として継続して掲載いたしております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　先ほど述べましたように、平成２５年６月１４日の通知、これは積極的勧奨は控えるようにという通知でございますが、その通知にはこのようにあるんですね。周知方法については、個別通知を求めるものではないと、このようにさっき言われました。このようにされておりますが、その前段、その前にどう書かれているのかというと、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を中止するものではないので、対象者のうち、希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長は予防接種法第５条第１項の規定による予防接種の実施についての別添、定期接種実施要領第１の２にあるとおり、予防接種法施行令第５条の規定による公示及び同令第６条の規定による対象者への周知等を行うとともに接種機会の確保を図ることと、このように記載をされております。

それでは、ここで引用をされました予防接種法施行令第５条、第６条は、どのように規定されているのかというと、第５条は予防接種の公示であります。市町村長または都道府県知事は、法第５条第１項または第６条第１項もしくは第３項の規定による予防接種を行う場合には、予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日または期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、その他必要な事項を公示しなければならないとされております。第６条には、これは対象者への周知でございますが、市町村長はこのことを対象者に周知しなければならないと、このように規定をされております。市町村はそのとおりに接種対象者への周知を行わなければならないはずです。飯塚市がそのとおりに対象者へ周知をしていれば、飯塚市の責任は何もないと、このように思いますが、しかし実際はどうだったのか。今の答弁では、ホームページの内容が、もう当然更新されておりますので、分からないということでございましたが、私は令和２年６月議会で、最初にこの質問を取り上げたときに、その当時のホームページを紹介しております。その内容というのは、こうありました。子宮頸がん予防ワクチンは、平成２５年４月から定期予防接種となりましたが、厚生労働省は、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛み等が、ワクチンの接種後に見られたことから、平成２５年６月より、子宮頸がんワクチン接種の積極的な勧奨の差し控えを勧告しました。現在、飯塚市におきましても、子宮頸がんワクチン接種を積極的にお勧めしておりませんという内容なのです。では、国が定めた、先ほど述べました予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日または期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、その他必要な事項をきちんと周知しなさいよ、お知らせしなさいよというのは、何にも書いていない。これを見たときに私が感じたのは、これは周知ではなく、接種をしないほうがいいですよと、このようにこの内容から思えてなりませんでした。そのことを議会で指摘をさせていただきまして、今現在では、先ほど部長言われましたように丁寧なものに変更をされております。

そこで一つだけ言わせていただきますが、変更された際に、厚生労働省のリーフレットを一緒に載せてありました。そのリーフレットは古いリーフレットでございました。厚生労働省は、古いリーフレットは使わないようにと通知をしたにもかかわらず、古いリーフのままで、それを指摘してリーフを変えられた。ありましたよね、そういうことが。ホームページはそういう状況でございます。

また、チラシでございますが、議会でこういう質問をしたんですね。個別通知による確実な周知が必要だと思うが、どのように考えているのかと、このように質問したのに対しまして、答弁といたしまして、市としては個別通知ではなく、まずは一般的な周知として、市内の中学校や高等学校に子宮頸がんワクチンの正しい情報を掲載して、チラシを配付し、周知徹底を図りたいと、このように答弁をされました。令和２年６月議会です。その答弁を受けまして、私はこう申しました。飯塚市外の学校に通っていらっしゃる対象者がいらっしゃいますと、また、これは、対象者は高校１年生相当ですから、高校に行っていらっしゃらない対象者もいらっしゃいます。そのような人たちには伝わらないのではないかと。また、学校通知では対象者、保護者に正しい情報が伝わるかどうかわからないと。学校通知をされるということであるのならば、正しい情報がきちっと伝わったかどうか、次の議会で確認をさせていただきますと、このように議会で述べました。その次の議会、令和２年９月議会において、そのことを通告いたしました。その通告後の９月４日にインフルエンザワクチンと併せて、この子宮頸がんワクチンも掲載をされて、学校配付をされております。そのチラシはＡ４の紙１枚、半分以上がインフルエンザについて、下の半分以下で、子宮頸がんワクチンについて記載をされているものを、学校で配付をしたものでした。このチラシの内容は対象者、接種期間は記載されているものの、接種の場所は市内の契約医療機関とだけしか記載されておらず、どこが契約医療機関なのか分からないし、一番重要な副反応についての記載もなく、医療センターに聞けと、このようになっておりました。このチラシには、先ほども紹介しました国が規定する正しい情報を記載したチラシにはなっていないと、このように指摘をさせていただきました。その指摘に対して、ただいま答弁のありましたように、お知らせする内容を丁寧なものに改められております。そのような経緯を考えると、飯塚市の周知不足は明らかだと思いますし、そのことで接種率の低下を招いた責任は、国だけではなく、飯塚市にも当然責任があると、私はこのように思いますが、このことに対してはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　平成２５年６月より国が接種の積極的勧奨は差し控えている状況で、市としても積極的に情報発信しておらず、周知が行き届いていないという状況であったかとは認識しております。その結果、ＨＰＶワクチンの接種率が低下したということでございます。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいまのような答弁になるのは、もう仕方がないなと思っておりますが、今の答弁を受けまして、私は、責任は感じていらっしゃると、このように理解をいたします。

国は、令和２年１０月に対象者等への情報提供に関する指示があっておりますが、それに対して飯塚市はどのように対応されたのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和２年１０月の厚生労働省の通知により、ＨＰＶワクチンが定期接種であること及び接種について検討・判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報などが記載されたリーフレットを活用した個別通知を対象者などに送付することが示されたため、令和３年４月末、対象者２６９０名に個別通知を実施しております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　昨年１０月１２日に開催された厚生労働省の専門部会では、子宮頸がんワクチンの安全性や有効性などを検討し、勧奨を妨げる要素はないと結論付け、接種勧奨の再開を了承いたしました。

では、積極的勧奨再開についてお尋ねをいたします。令和３年１１月２６日に厚生労働省が市町村長等に対して、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応についてという通知が出されておりますが、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　１１月に開催されました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、最新の知見を踏まえ、ＨＰＶワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められました。また、積極的勧奨を控えている状態については、当該状態を終了させることが妥当とされております。この結果を受け、１１月２６日に厚生労働省より、先ほど答弁いたしました平成２５年６月の通知は廃止となり、個別の勧奨については、基本的に令和４年４月から順次実施すること、準備が整った市町村においては、令和４年４月より前に実施することも可能であることとされております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　１１月２６日の通知でございますが、この通知は、今、部長がご答弁いただきましたように、平成２５年６月の通知、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないと、この一行があったのですけれど、これを廃止する。そして個別通知により、接種を積極的に勧奨するというのが、１１月２６日の通知でございます。この通知を受けて、飯塚市はどのような周知を予定しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和４年４月、対象者またはその保護者に対し、予診票の個別送付を行うことなどにより、接種を個別に勧奨することといたしております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは次に、キャッチアップ接種、救済接種についてお尋ねいたしますが、ＨＰＶワクチンの接種者数が増加傾向にあります。飯塚市でも少しですけれど増加しております。この正式接種の対象年齢を過ぎてしまった高校２年生以上の市民の保護者からの相談も増えております。ＨＰＶワクチンの積極的な接種勧奨を再開が決定をいたしまして、また積極的勧奨差し控えの間に、定期接種対象年齢を過ぎてしまった方々への救済措置も、厚生労働省の科学審議会において検討がなされました。また、本年１月２７日に開催された予防接種基本方針部会では、接種中断者に対しても、残りの接種について公費負担をすることが了承をされました。

キャッチアップ接種について、議論されている厚生労働省の科学審議会において、委員より全てのキャッチアップ接種対象者に対して、個別通知による確実な周知を実施すべきであるとの意見が多く出されております。このキャッチアップ接種について、国から通知が来ていると思いますが、どのような内容の通知なのか、お尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和３年１２月２８日の事務連絡において、まず、対象者は平成９年度生まれから平成１７年度生まれまでの女子、期間は令和４年４月から令和７年３月までの３年間、キャッチアップ接種対象者への周知、勧奨方法は、具体的な方法については追ってお示しするというような内容でございます。

それからＨＰＶワクチンの接種後においても、子宮頸がん予防の観点から、子宮頸がん検診や性感染症対策が引き続き重要である点について、併せて周知していく必要がある。それから予防接種法施行令を改正し、令和４年４月１日から施行する予定であること。ＨＰＶワクチンを過去に１回または２回接種した後、接種を中断し、３回接種のスケジュールを最後まで完了していない者への対応等については、今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等において議論し、方針が決定し次第、速やかにお示しする予定であること。対象者またはその保護者に対し、予診票の個別送付を行うことなどにより、接種を個別に勧奨するということが示されております。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは、キャッチアップ接種対象者に対して、市はどのように周知を予定しているのか、周知時期、周知対象者、周知方法についてお尋ねをいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　先ほども答弁いたしましたけれども、令和４年４月より令和７年３月までの３年間、平成９年度生まれから平成１７年度生まれまでの女子を対象に、個別通知を実施する予定でございます。

○議長（松延隆俊）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　国の分科会の資料では、ＨＰＶワクチンの有効性は若い方の接種ほどより高いというデータも示されております。キャッチアップ接種の対象者は、理想的な接種時期となる定期接種の年齢を過ぎており、接種希望者は１日でも早く接種を開始する必要があります。また、定期接種の対象年齢は、最も高い効果が得られる医学的に最適な接種時期であり、積極的な接種勧奨の再開以降も、最適な接種時期を逃してしまう方をこれ以上増やしてはならないと思っております。

低下してしまった接種率を回復させるためには、丁寧な周知が必要です。国が大きな方向転換を決めたことにより、対象者も多くなることから、大変な対応になるかと思いますが、全ての定期接種対象者に対して、また全てのキャッチアップ接種対象者に迅速に郵送による個別通知を実施していただき、正確に情報が周知できるように、実施していただきますように要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１１時３２分　休憩

午前１１時３８分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。２４番　平山　悟議員に発言を許します。２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　最後の一般質問になります。よろしくお願いいたします。通告に従い一般質問をいたします。

昨年の１２月議会において、同僚議員より、がん検診について一般質問がなされていました。その質問で、がんにかかれば高額な医療費が発生し、市の医療費負担増につながることから検査費用を全額助成しても、長い目で見れば大きな医療費削減になると考えられると言われていました。全国でがんに罹患する方は年間約１００万人、そして亡くなる方は３７万人と推測されています。しかしながら、現在は医学の発展もあり、早期発見・早期治療であれば治る時代となってきたとも言われており、自覚症状が出る前に発見することが重要だとも言われておりました。私も同感であり、同意見であります。

また、がん検診受診状況については、令和２年度の胃がん２．２％、大腸がん３．２％、肺がん３．０％、乳がん７．７％、子宮頸がん５．３％、前立腺がん３．３％となっており、コロナ禍等の影響もあり、受診者が全体的に少なくなってきておりますとの答弁がありました。私もこれまで、一度もがん検診を受けたことはありませんでしたが、どのがん検診の受診率も飯塚市は県内で低いということを知り、大変驚いております。

今回は、がんの中でも、たばことの関連が最もあると言われている肺がんについて質問をいたします。まず、肺がんの種類、患者数、原因についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　まず、種類でございますが、肺がんには、腺がん、扁平上皮がん、大細胞がん、小細胞がんの４つの種類がございます。次に、患者数でございますが、国立がん研究センターの統計情報によりますと２０１８年の数値でありますが、肺がんと診断された数は年間で１２万２８２５例となっており、１０万人当たり約９７．１例の割合となっております。また、肺がんの原因につきましては、最も大きな原因は喫煙であり、喫煙者の肺がんリスクは吸わない方の３から４倍高くなると言われております。また、喫煙以外にも遺伝やアスベストなどの有害化学物質の吸入等も原因と考えられております。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　ただいまの答弁で、肺がんと診断された症例は１２万２８２５例とのことでありましたが、その中で早期発見となった症例はどのくらいありますか。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　がんは症状の進行状況によって１から４のステージに分類されておりますが、ステージごとの診断症例等の統計データはございませんので、早期発見の症例については申し訳ございませんが、把握いたしておりません。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　肺がんはせき、たん、胸の痛みといった呼吸器に関係する症状を伴いますが、肺がん特有の症状というものはありません。そのため自覚なく発症することも多い病気であると思います。しかし、喫煙習慣のある人は、レントゲン検査に加えて、喀痰細胞診を行うことでがんの発見ができます。また、ＣＴ検査をすることで肺全体を連続的に撮影し、より詳しく肺の様子を見ることも可能です。このように肺がんの検査については、幾つか検査方法がありますが、本市のがん検診では、どのような検診を行っているのか、また検診費用は幾らなのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市の肺がん検診は、厚生労働省のがん検診実施のための指針をもとに、胸部レントゲン検査と喫煙習慣のある方を対象とした喀痰細胞診で検査を実施いたしております。喀痰細胞診は、たんの中の細胞成分を顕微鏡で見る検査で、喫煙習慣が長期にわたり、肺がんのリスクの高い方や問診の結果必要と思われる方に実施する検査でございます。なお、ＣＴ検査につきましては、本市は実施いたしておりません。費用につきましては、生活保護世帯、非課税世帯、７５歳以上の方については全て無料といたしております。課税世帯の方に対しては、４０歳以上の方は３００円、６５歳以上の方は令和４年度から無料になります。痰検査は８００円となっております。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　がんの早期発見は、早期治療による根治の可能性が高くなります。早期に治療することで、患者の体力的な負担や経済的負担も軽減されると思います。現在、本市のがん検診では、ＣＴ検査は実施していないとのことでありますが、他自治体でＣＴ検査を実施しているところはありますか。把握していれば、その自治体の検査内容等について、お答えください。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　私どものほうで把握いたしておりますのは、神奈川県海老名市が肺がん検診でＣＴ検査を実施されております。費用は３３００円で、喀痰の検査を実施する場合は５００円の追加となります。この検診は個別健診として実施されており、会場はＣＴ検査機器が設置してあります海老名市の医療センターとなっております。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　個別健診ではありますが、３３００円の費用でＣＴ検査を実施している自治体もあるようですが、本市の肺がん検診においても、ＣＴ検査を実施することはできないのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　がん検診は毎年定期的に継続して受診することで、早期発見に努めるものでございますが、本市の検査体制にＣＴ機器がないこと、また、ＣＴ検査は放射線被曝量が多くて、１人当たりの検査時間が長くかかるため、市のがん検診での実施は現在のところ行っておりません。ＣＴ検査は人間ドックや個別医療機関での受診が適しているのではないかと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　肺がんは日本における男性のがん死因の１位で、女性においても２位となっております。ヘビースモーカー、重喫煙者を対象とした場合、胸部エックス線検査よりも低線量ＣＴ検査で検査したほうが、２０％死亡率が減少したという論文も発表されております。がん検診の受診率を向上させていくためにも、早期発見できる検査方法を積極的に取り入れていくべきであると私は思います。

今、市の答弁で、ＣＴ検査機器がないとか、放射線被曝量が多いという答弁がありましたが、私も先ほどの他市の事例として答弁されました海老名市にＣＴ検査の現状についてお聞きしました。海老名市では、個別健診として市が予約を受け付け、通常１万５千円かかる検診費用を３３００円の検査料で実施しているとのことであります。検査については、医師会に委託しており、市が年間約１７００万円をＣＴ検査にかかる検診費用の補助金として支出し、年間１千件から１５００件の検査が行われており、その結果、早期発見にもつながっているとのことでした。飯塚市でも市立病院等、いろいろＣＴ検査機器のある医療機関に補助金を出すことで、今後、同様の検査はできるのではないのかと思っております。今後も、より精度の高い検査方法の導入及びがん検診の無償化について前向きに検討していただくように要望いたします。これでこの質問は終わります。

続きまして、肺がんの大きな原因の一つである喫煙、それに伴う「受動喫煙について」質問をいたします。健康増進法が平成１５年に施行され、その後、平成３０年の改正により、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止することとなり、令和２年４月に全面施行されております。ここでいう多数の者が利用する施設等の区分とは、どのような区分なのかお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　まず、第１種施設として学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎などがございます。子どもや患者等に特に配慮するため敷地内禁煙となっております。ただし、屋外で受動喫煙を防止するための措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるとされています。

次に、第２種施設として事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送用事業船舶、鉄道、国会や裁判所などがあります。原則、屋内禁煙であり、喫煙を認める場所は喫煙専用室などの設置が必要となっております。さらに既存の経営規模の小さな飲食店は、経過措置が設けられ、喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内での喫煙が可能とされております。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　私も５年前までたばこを吸っておりました。また、望まない受動喫煙によって、年間約１万５千人もの方が肺がんや脳卒中等の疾患で死亡しているということは知りませんでした。行政機関の庁舎も第１種施設に分類されており、敷地内禁煙であります。市の庁舎における現状はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問議員が言われますとおり、市の庁舎は第１種施設に分類され、敷地内禁煙でございます。敷地内禁煙でありますが、特定屋外喫煙場所を設けることができるとされております。喫煙場所を設置することができる場所は、特定屋外喫煙場所と定義され、必要となる措置は、喫煙をすることができる場所が区画されていること、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、それから施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置することとなっております。市庁舎の本庁舎におきましては、現在２階から７階の屋外のベランダを特定屋外喫煙場所として指定しております。各支所におきましても、同様に特定屋外喫煙場所を指定して敷地内禁煙といたしております。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　私もたばこを吸っていたときは、本当にあちこちに行ったときには、喫煙場所を探して吸っていました。本市の対応は、本庁舎及び各支所においても特定屋外喫煙場所を指定しているとの答弁でありますが、ＷＨＯたばこ規制枠組条約第８条では、換気や喫煙区域の使用等による措置をとっていたとしても、１００％の禁煙以外の措置は不完全であり、全ての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきであるとされています。また、健康増進法においても、全面禁煙が極めて困難である施設区域における受動喫煙防止対策については、当面の間、喫煙可能区域を設定する受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を求めるものとなっております。行政機関の庁舎として、現在の対応で十分と言えるのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　庁舎におきまして一番大切なことは、一般市民の皆様が望まない受動喫煙を防止できる体制を整備することであり、この点においては、飯塚市の庁舎は対応できておるものと考えております。しかし、同じ場所で働く職員などが全く受動喫煙をしていないかということは言い切れない部分があるのも事実でございます。受動喫煙対策は非常に重要な課題であり、現状を確認し改善すべきところがあれば改善してまいります。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　本市の庁舎は対応できているということですね。望まない受動喫煙をなくすため、市として常に最善の対策を検討していただけることを要望し、私の質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１１時５８分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。一般質問を終結いたします。

「議員提出議案第１号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　「議員提出議案第１号」は、決議案でありますので、案文を朗読して、提案理由説明にかえさせていただきます。

「ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議（案）」、世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている最中、ロシア軍は、２月２４日、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。その結果、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは、明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。核兵器による威嚇も使用も決して許されるものではない。

　よって、本市議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

以上、決議する。令和４年３月４日、飯塚市議会。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（松延隆俊）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１号　ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案可決されました。

「議案の訂正について」を議題といたします。執行部に説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

　去る２月２２日に提案いたしておりました「議案第２１号」に誤りがございましたので、一部訂正をお願いいたします。提出しております資料、議案の訂正についてお願いいたします。「議案第２１号　飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出に係る非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等により、本条例の改正を行っておるものでございますが、条例第２条第３項（ウ）について誤って削除するとともに、条例第２条の５のただし書について、誤って改正していたものでございます。おわび申し上げますとともに、議案の訂正についてお示ししておりますとおり、ご訂正いただきますようお願い申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（松延隆俊）

　お諮りいたします。議案の訂正については、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定いたしました。

「議案第２号」、「議案第３号」及び「議案第５号」から「議案第２７号」までの２３件、以上２５件を一括議題といたします。ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な運営を行うため、会議規則第５１条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第２号」及び「議案第３号」、以上２件についてはいずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。「議案第５号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　まず、基金の積立金について、お尋ねします。この間の残高の推移を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　平成２９年度末が３億７８０２万２千円、平成３０年度末が７億６４７４万６千円、令和元年度末が９億２４５８万５千円、令和２年度末が９億３１１７万５千円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そもそも、この基金の目的をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例第１条において、飯塚市国民健康保険特別会計における国民健康保険事業の健全な運営に資するため、飯塚市国民健康保険給付費等準備基金を設置するとなっておりまして、第６条で保険給付費、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金拠出金及び保険事業費等の財源に充てるときに限り、その全部または一部を処分することができると定めております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　設置時期がいつか、設置に至る経過は分かりますか。

○議長（松延隆俊）

　医療保健課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　この基金条例につきましては、従前、旧飯塚市であった基金を合併に伴い平成１８年３月２６日付、飯塚市条例第６７号で引き継いでいるものと思われます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　残高ですが、今後の見通しはどう考えていますか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　今回の当初予算において、９６９９万９千円を財源不足のため繰り入れる予算を計上しております。令和５年度につきましては、２億円弱の赤字を現時点で見込んでおりますので、２年間で約３億円ほど減少する見込みとなっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　次に、国民健康保険証の交付についてお尋ねします。市民は高い国民健康保険税で苦しんでいるわけですけれども、納入が滞ると短期保険証の発行となります。現在、どういう状況になっているかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　令和４年１月末時点でございますけれど、１か月有効の短期証世帯が２６４世帯、２か月有効の短期証世帯が２８４世帯、合計５４８世帯となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どういう手続で発行するようになるのですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　短期証については、年次更新による８月からの被保険者証交付の時期に、飯塚市国民健康保険税滞納世帯の取扱いに係る要綱に基づき、短期証の有効期限を定め発行しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　例えば、どのくらい納入が滞ると、どういう手続で本人のところに短期保険証が届くようになるわけですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　先ほど申しました要綱に定めておりますが、保険税の当該年度の納期限が到来した分及び過年度分の全部または一部を滞納している者、保険税の過年度分のみを滞納している者、当該年度の６月１日において、保険税の前年度分のみを滞納している者等について、２か月の短期証を発行しております。１か月の短期証につきましては、被保険者資格証明書の交付を受けており、新たに誓約書を市長に提出した者、既に誓約書を提出し、納付を当該誓約書のとおり履行している者のほか緊急入院等の緊急治療が必要と認められる者に発行しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　資格証明書、これは窓口で１０割を一旦払わなければいけないということになるのですけれど、その発行状況をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　令和４年１月末時点で４３６世帯となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その発行の手続は短期保険証とは、また異なるものがありますか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　国民健康保険法第９条により、保険料を滞納している世帯主が当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとするとされておりまして、世帯主が被保険者証を返還したときは、その世帯に被保険者資格証明書を交付するとされております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ただし、その場合でも子どもの保険証は出すということでしょう。どうですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　１８歳未満については、保険証を発行しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど国民健康保険法第９条で、ただし書き以降で災害その他と言われましたね。その他はどういった場合が入りますか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　今回の新型コロナウイルスの場合等が考えられると思います。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　このその他の中には、慢性的な病気のある方とかいうようなのが、別に定めがあったと思うのだけれど、それは分かりませんか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　ちょっと今、そのところについては、ちょっと確認ができません。申し訳ございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それを確認してください。今の答弁からいうと、災害その他のその他について、考慮せずに資格証明書を発行しているということが分かるわけですよね。このはざまで苦しんでいる市民がどのぐらいおられるのか、よく見てもらいたいと思います。

それから、新型コロナ対策で特別な措置ということがありましたけれど、どういった内容で今も続いておるのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　新型コロナウイルスに感染した場合につきましては、資格証明書を被保険者証とみなす措置が国から通知されておりまして、本市におきましては、令和３年１月８日、この対象者宛てに資格証明書に係る新型コロナ関連の特例と取扱いに関する周知文書を発送しております。またその後ですけれど、新たに資格証明証を発行する際にもこの文書を発送しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それを個別に通知するようにしたのは重要だと思いますけれども、私としてはこの際、そういう取扱いをするだけではなくて、全ての方に満期保険証を、１年間通用できる正規の保険証をこの時期に出すようにしたほうが重要ではないかと。それによって国民健康保険税の納税意識、意欲も増すのではないかというふうに思うわけです。

そこで、次は、国民健康保険税なんですけれども、安定化に関わりますけれども、法定外繰入れについて、本市の推移をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　本市におきましては、赤字解消のための法定外繰入れは行っておりません。地方単独事業の医療給付費波及増による市単独の繰入れを一般会計から行っております。この額の推移といたしましては、平成２９年度９６２８万８千円、平成３０年度９１８４万９千円、令和元年度６３２５万円、令和２年度８８０４万８千円の繰入れを行っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これはいわゆる子ども医療費助成制度をやっているがために、厚生労働省がペナルティーをかけているというものを、市が法定外繰入れで一般財源で補塡しているということなのですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは従前、ペナルティー分の５割を補塡するというふうにしていた時期があるけれども、なぜ５割だったのか。なぜ１０割出すようにしたのか、そこのところは分かりますか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　繰入れの割合が５０％まででしたのが、平成２４年度までが５０％で、平成２５年度以降については１００％繰入れを行っております。５０％のときのことについては、ちょっと現在では分かりかねます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　法定外繰入れは１円もしないというふうに言っていたわけですよ。しかし、予算書をよく見ると、法定外繰入れ５千万円という数字があったわけです。どういうことですかと言ったら、いやペナルティー分をもう全部国民健康保険税被加入者に乗せるわけにいかないので、半分は負担しているのですと胸張っていましたよ。なぜ全部しないのと、残る５割は国民健康保険税に長年にわたって何十年も住民の世帯の負担にさせていたわけです。その分、全部今返せとは言いませんけれど、今、高過ぎる国民健康保険税を引き下げるために相当なことをしてしかるべきだというふうに思うのです。この間ずっと国民健康保険証満期証を渡さずに、資格証明書を発行したり、短期保険証を発行したりしてきたわけですよ。受診の機会を奪ってきたんだ。

それで、この法定外繰入れについてなんだけれど、国はどう言っているのですか。せっかく自分がペナルティーしているのに、一般財源で繰り入れたらペナルティーにならないだとか、そういうことを言っていないですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　法定外繰入れに対する、国の定める上限額等はありません。ただし、国は決算補塡等目的の法定外繰入れの解消に向けた取組は行っている状況です。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現実に法定外繰入れを行っている保険者というのは、全国の何件のうちの何件ぐらいあるのですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　全国の決算補塡の目的の法定外繰入れの現状といたしましては、令和３年３月の国の資料によりますと、平成２９年度が５０５市町村で１７５１億円、平成３０年度が３５４市町村で１２５８億円、令和元年度３１８市町村で１０９６億円となっており、年々、市町村及び金額ともに減少している状況となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国が困ると言っていても、現実にはそれだけの保険者が赤字補塡の繰り入れをしているわけですね。その現実があるのに、なぜ国が駄目だ駄目だと言うのかということはあるのだけれど。では、それが駄目なら、国が何をしてくれるのかということで、全国知事会をはじめとして、様々な団体、個人が国に要望を出していますけれど、どういう内容になっていますか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　ちょっと手元にその資料を持ち合わせておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　分かる人いるでしょう。これは市民環境部長かな。答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　申し訳ございません、手元に資料がございませんのでご答弁ができません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員、ちょっといいですか。基金から保険税までいろいろと質問されていますけれど、一応、簡潔にということで、先ほど申し上げましたように、ちょっと質問をまとめていただくようにお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　手元に資料がないというのは、何の資料ですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　要望についてのちょっと資料がございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　全国知事会が何年も前に要望し、今日までその要望をずっと続けているわけでしょう。それを知らないということなんですね。資料がないのではなくて、知らないということなんでしょう。ちょっとそれだけ確認してください。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　要望しているのは存じておりますが、その詳細については、ちょっと分からないという状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　こんな重大なことを市民環境部長以下知らないというのはちょっとあり得ないですよ。そんなことで今度の予算を上程したということですね。これについての質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第６号」については質疑通告があっておりませんので質疑を終結いたします。「議案第７号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　後期高齢者医療保険料、これはどこで決めるのですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　福岡県後期高齢者医療広域連合において、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正議案を提出し、議決されると決定をいたします。なお、先日行われた広域連合議会において、令和４年度、５年度の保険料の改定が行われております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その保険料に基づいた、今回、予算計上となっていると思うのだけれど、今度引下げになっていますね。１人当たり幾らになっていますか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　１人当たり保険料額としましては、前回に比べまして７７８円の減額となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　７５歳以上の高齢の皆さんは、やはりよほど金がないんだなと。自分たちはこんなに天引きされたり、高いものを納付しているけれど、よほどお金がないんだな、大変なんだなと思ってしまいますね。春からいろいろなものがずっと上がり続けて、ウクライナによって、さらにいろいろ上がるでしょう。そんな中で７７８円下がるから喜べるかということですよ。ここの広域連合、基金が幾らあるか把握していますか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　令和３年度末残高見込みとしまして、運営安定化基金約１２５億円、財政安定化基金約６２億円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市として広域連合に入っているのだけれど、ここにさらなる大幅なしっかりとした負担軽減は求められないですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　この後期高齢者医療制度における保険料の引下げにつきましては、県市長会を通じて、高齢者の健康保持や保険料負担軽減のため必要な措置を講じるよう、国に対して行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　やはり高いと。そもそも差別的な医療制度ですよね、高齢者、７５歳以上だけをくくり、今度１０月からは、一定の収入がある方は１割を２割にしようということで、１割を２割しようということは、２倍にするということですからね。これ、受診意欲が湧きますかね。受診抑制になっていくでしょう。高齢者ですよ。そういうふうに引下げを国には要求すると、大事なことですよ。だったら、この広域連合に対して、飯塚市長として引下げを広域連合に求めることはできないのですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　広域連合につきましては広域議会のほうがありまして、そちらのほうで金額等の改正が行われるものと把握しております。要望については、どういうふうな形であるかちょっと分かりませんけれど、できるかどうかちょっと模索していきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　医療保険課長、必ずできます。心配しないでいいです。ルールがあるのだから。飯塚市として、広域連合に要求することができるので、ちょっと検討してください。

それで、健康保険証の交付についてだけれども、短期保険証を発行する制度があるのです、高齢者に対して。正規保険証を取り上げて、短期保険証を渡す制度がありますね。どういう制度ですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　福岡県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱に定める基準により、短期証が発行されるようになっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どういうルールで、具体的には７５歳の高齢者から１年間通用する保険証を取り上げるということになっているのですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　先ほど申しました要綱に定める基準により、保険料を滞納してある方に対して短期証を発行することとなっております。有効期間が原則６か月でありますが、市町村の判断により、保険料の負担能力があると判断されるが保険料の納付が全くない場合は、３か月の短期証を交付することになっております。本市では納付相談の接触を行っておりますことから、現在、３か月の被保険者証交付者はいらっしゃらない状況となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは飯塚市が短期保険証を出すのですか、広域連合が出すのですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　広域連合のほうになっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市の情報によって、広域連合は機械的に判断するわけでしょう。お金の納入状況だけで判断するのでしょう。別のことを広域連合が判断してくれますか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　別のことを判断するということはないと思っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。この案件につきまして、もう今ちょっと１０回ほど質問されていますので、ちょっと質問についてまとめていただければと。お願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　１０回って誰も決めていないですよね。

○議長（松延隆俊）

　いや、分かっております。長時間に及んでいますので。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何分から長時間か分かりませんけれど。つまり、健康状態とかいうのを誰が考慮してくれるのですか。広域連合は考慮しないという答弁でしたでしょう。誰が健康状態を考慮するわけですか。

○議長（松延隆俊）

　医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

　健康状態は市のほうでは把握はしておりませんが、広域連合のほうで特定健診等を、また、その後の事後指導等を行っておりますので、その中で把握することは可能かと思います。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もう、お願いしますよ。まず、広域連合で可能だというのだったら、お金のあるなしだけで短期保険証を送りつけるようなまねはやめて、その方がそれで耐えられる健康状態かどうかというのを、一人一人についてきちんと責任を負えと。また同時に、飯塚市でも一番身近なんだから、それをきちんと把握してもらいたいと思います。質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第８号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ＪＫＡ交付金、どういう規定なのかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　ＪＫＡ交付金の内容につきましては、小型自動車競走法第２０条の規定により、小型自動車競走施行者は、１回、９日になりますけれども、開催による勝車投票券の売上金の額に応じて、小型自動車競走振興法人、これがＪＫＡですけれども、に交付することとされております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今年の予算に記載がありますけれども、それを含めて、この間の推移を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　交付金の額の推移につきましては、平成２７年度２億１６４７万６９１６円、平成２８年度につきましては、２億８０１７万７８９円、平成２９年度２億７９５５万３１６５円、平成３０年度２億８２７４万４２９２円、令和元年度につきましては、３億４５９万２０１１円、令和２年度４億２８１６万４６６３円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　新年度も含めて、このＪＫＡ交付金、今オートレースの話していますからね、ＪＫＡ交付金については、減額の措置期間中になっているのですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　今、質問議員が言われていますことについては、３号交付金の減額ということでよろしいでしょうか。大変申し訳ありませんでした。ＪＫＡ交付金の３号交付金につきましては、小型自動車競走関係業務に利用されます原資となるものですが、売上金の０．５％となります。これについては小型自動車競走法では０．８％以内、施行規則で規定されておりますので、０．３％の減額となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　包括的民間委託料の推移をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　推移につきましては、平成２７年度より包括的民営委託により運営しておりますので、平成２７年度よりお答えさせていただきます。平成２７年度６億３９９３万７４０７円、平成２８年度９億５５４０万８２１２円、平成２９年度８億７３６１万８７９０円、平成３０年度９億１３２３万１６４８円でございます。令和元年度９億２３４５万８９２６円、令和２年度１３億７６４０万７５７９円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この数字の中には、公営競技なのに包括的民間委託ということで、公営競技性と民間の関わりという点で矛盾が生じ始めているということが見えるのではないかと思うんです。

そこで、そうした中で次のメインスタンド整備事業なんですけれども、３６億円ということなんですけれど、長々とはいかないと思うけれど、概要をお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　主な事業で申しますと、現在の第１スタンド、約８２３０平米を解体、その後メインスタンド、約２５００平米を建設する計画としており、工期としては、本契約として認められた日から、令和７年６月３０日としております。また、工事の発注としては、解体工事、建築、電気、給排水衛生、空調を含む一括発注としております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　総事業費は３６億円で間違いないですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　約３６億円で間違いありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　施設改良基金についてお尋ねいたします。残高推移をお願いします。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　過去５年の推移で申しますと、平成２９年度３億４４５３万６６３９円、平成３０年度３億４６０２万９６３９円、令和元年度５億２６０２万９６３９円、令和２年度５億２６０２万９６３９円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　３億円、３億円、５億円、５億円ということなのですけれど、この基金残高について、どう評価しているのですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　現在の基金は約５億円、令和３年度の見込みですが、約３億円を基金として積み立てるとしておりますので、予定としては約８億円となると考えております。今年度より赤字解消を行いながら、基金の積立てができる見込みでありますが、現状の施設を考えますと、現時点での金額は少ないと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ところで、この施設改良基金を充てられる施設改良というのは、どういった事業になりますか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　目的の施設なのですけれども、当レース場の施設がほとんどが老朽化が著しくなっております。その点で今後、メインスタンドではなく、ほかの老朽化している選手寮等の改修を行うこととしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　メインスタンドには使えないということですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　現時点では、この基金はメインスタンドで使う予定ではありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。飯塚市議会は委員会中心主義の議会運営を行っておりますので、ひとつ審査要望の形にしていただきますようにお願いをいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　では、審査要望にしましょうね。この施設改良基金、８億円の見通しから、メインスタンドに使う予定がないというふうに言われたんだけれど、基金の仕組みからいって、メインスタンドに使えないのかどうか。使った場合は、選手のための様々な、お客さんのための様々な施設を改修するのに圧迫していくのではないかというふうに思うので、そこを審査していただいたらと思います。

それから競走事業債、現状はどうなっていますか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　令和２年度末の事業起債残高はございません。今年度より整備事業を開始しておりますので、令和３年度末で申しますと、約３億円程度を見込んでおります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうした中で、今後３６億円に近い借金を払っていこうという決意をあなた方は固めているわけだけれど、国とはどういう話合いになっているのですか、このメインスタンドの。今の飯塚オートの現状、経営状況との関係で、３６億円のちょっと信じられないような投資をするんだけれど、国は何と言っているのですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　その件につきましては、国からの指示等は何もあっておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国との協議なしに、こういうことをやっているということは確認していいですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　資金についての国との協議は行っておりませんが、建て替えることによる内容説明を行っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員

○８番（川上直喜）

　説明はするでしょう。でないと、資金の協議ができないではないですか。国は何と言っているのだろうという質問です。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午後　１時４５分　休憩

午後　１時４６分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　国と建て替えについての協議は行っておりますけれども、資金等の内容については協議事項ではありませんので、協議という内容になっておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　だから国は何と言っているかということを聞いているのですよ。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　建て替えの費用に関する部分につきましては、国のほうから協議事項ではございませんので、特段内容について云々かんぬんというお話はありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そんなに大変な質問したんですかね、私は。資金のことを聞いていないでしょう。事業全体について、整備事業について、国は何と言っているのかということを聞いたんですよ。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所長。

○公営競技事業所長（山田哲史）

　建て替えそのものについては、飯塚市の判断になりますので、そのことについても特段何もおっしゃられておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　経済建設委員会で、国及び国の外郭機関と飯塚市のやりとりを、この整備事業を確定するまでの間について、詳細に審査をしてもらいたいというふうに思います。今の話だと、この整備事業３６億円の展開によって、飯塚オートが本当は健全経営にいくべきところを、これによって破綻したとしても国は何ら責任を負わないということのようですので、国がどういうふうに言ってきたのか。５場を４場にしようとかいうようなことを言ってくる中でこういう話になったのか。正確に把握を、審査してもらいたいと思います。質問を終ります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第９号」から「議案第１３号」までの５件についてはいずれも、質疑通告があっておりませんので質疑を終結いたします。「議案第１４号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　非常に市民が納得できない状況の中で、水道料金が３５％値上げということが、ちょうど先ほど言いましたけれど、諸物価の値上げ、これはウクライナ情勢でさらに拍車がかかるというときと一致してしまったのだけれど、住民に何ら相談もなかったのですけれど、値上げによる影響額についてはどういうふうになっていましたか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　水道料金の改定に伴う増収額は、税込みで６億６４６６万１千円を見込んでおります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　公共交通のほうで、エリアワゴン、コミバス、予約乗合タクシー、地元でエリアワゴンよかったねという声を聞きますよ。なぜ、聞くかというと、１２公民館区でずっと住民説明会しているからですよ。喜ばれるほうです。まだ不便なところもある。

住民主権だとか、住民が主役という視点に立ったときに、これほどの負担を押しつけるというのに、住民に何の相談もないと。情報開示請求をしても、議員に対しても隠すというような状況の中で、議会に議案を提出したことについて、その議案によって今回は予算を作っているわけですから、何か反省することが一つぐらいあると思うのだけれど、ちょっと答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　今回の料金改定に当たりましては、上下水道経営審議会において、市内事業者の代表の方や市民公募の方に参画いただき、水道事業の経営状況等を説明し、本市の水道料金のあるべき水準等について、ご審議をいただいております。また、議決後には、市民の方に理解していただけるようホームページ、市報での連載、チラシの各戸配布により周知を努めてまいりました。なお、使用量の多い事業所につきましては、個別に通知を送付、視覚に障がいのある方につきましても、点字文書を郵送し、周知を図っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「背私向公、是臣之道矣」だとか言うと、今の答弁になるわけですよ。決めたから従えということになるでしょう。決めたから従えでしょう。よく説明します、決めたから。決める前に、住民に相談するということが大事ではないかということをずっと言っているわけですよ。

それで一昨年の８月２６日か、監査委員が水道料金の適正化は必要だと言ってくれたでしょう。そのときにどういうふうに言っています、手法について。ちょっと管理者言って。

○議長（松延隆俊）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　正確には、すみません、手元に意見書がないので、正確には記憶しておりませんけれど、市民の理解を得ながら適正化を図るようにというような趣旨のことを意見書としていただいたというふうに記憶しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員、すみません、ちょっとお待ちください。この「議案第１４号」についてはちょっと議題から外れたようなことになっていますので、そのところを十分注意して質問してください。お願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この予算上程について、反省しながら上程したかということを聞いているわけです、要するに。先ほど言った監査委員は、管理者が言ったようには言っていない。よく読んでみて。市民にどういう事業が必要であるかについて、どういう負担が必要であるかについて、きちんと情報を提供して、市民と話し合って、選んでいけというようなこと書いているではないですか。それはあなたに言っているのよ、答弁のときにも紹介したでしょう。監査員がこの中にもおられるんですよ、議選で。監査委員の名前まで紹介して、決める前にきちんと情報を発信して、市民に。ライフラインですよ、これは。その意見を聞いて、適正か判断していきましょうという話でしょう。反省がないということはよく分かった。今からでも遅くないから、監査委員の意見書文を読んで、それで今度、請願も出ているので、どこをどう反省したらいいのかが、今、分からない状態だと思うので、それをちょっと審査してください、経済建設委員会で。

それで、今回値上げを中止するために必要となる事務は、どういう事務があるかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　値上げを中止した場合には、飯塚市水道事業給水条例に料金を定めておりますので、条例の改正の手続が必要となります。また、当初予算の再編成や料金システムの改修、３月検針分から新料金が反映されており、検針のお知らせを通知していますので、通知の修正などの事務が考えられます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今回、上程の予算書の中から、値上げをせずに元のとおりにしますということになると、どれぐらい事務量が出てきますか。今おっしゃったぐらいのことでいいのですか。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員、「議案第１４号」の予算の審議でやっているんです。これを値上げをしない場合という話での質問をされると、答弁しようがないですよ。変えてください。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　答弁がしづらいということですけれども、事務量はどれぐらいあるかということを聞いたので、それは考えれば分かることですけれど。

それで次は債務負担行為です。６５億５千万円、１０か年計画で、今までの倍の年限で、しかも、なぜか割安にはならないと、かえって高くなると。自信満々で上程されたのだけれど、それにしても、１２月議会であれだけ議会としては修正案まで出して議論した、問題点を指摘したのだけれど、あの議会を受けて、企業局として検討した点が幾つかあるだろうと思うんですよ。それを聞かせてください。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　１２月議会での指摘を受けまして、債務負担行為の限度額の積算について、再度確認し、間違いがないことを確認しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それだけですか、ほかにないのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　ほかにはありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　人件費の試算について、１０年間でこんなに人件費が増加するようになっているけれど、妥当かという指摘がありましたね。試算し直したから大丈夫だと言うのでしょうけれど、ちょっと具体的に言ってください。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　人件費をはじめとする委託料の積算は、国が定めた積算単価や見積りに基づき積算しております。その資料によりますと、平成２９年度から令和３年度、１３％の労務単価が上昇しております。また、人件費には諸手当や社会保険などの事業主負担なども含まれております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この点、経済建設委員会でちょっと詳細に審査していただけないでしょうか。

それから、これほどのちょっと違和感のあるものなんだけれど、１０か年で６５億５千万円を特定のところに発注するわけですよね。それでこういう感じになってくると、癒着とかなれ合いとかが生じ、それによって水道事業がゆがめられる心配はないのかという問題提起をしたのだけれど、答弁がありました。何らかの措置は考えますという、局長の答弁でしたかね。どういうことを考えているのかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　企業局長。

○企業局長（本井淳志）

　昨年１２月の議会でも答弁いたしましたが、委託業者と適切な距離を保ち、指導監督に努めることにより、業務を進めてまいりたいというふうに考えております。また今後、業務を開始するに当たりましては、運営状況等のチェックや要求水準等が守られているか、モニタリング等の導入を検討しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　委託した内容が適正に行われているかどうかを点検するという話ではなくて、癒着のことを言っているんですよ、人的な癒着、なれ合い。１０か年、公的企業でもないのに６５億５千万円ですよ。３５％、５年たったら、また上げるわけでしょう、そういった水道料の値上げを背景にしながら、この１０か年、６５億５千万円の契約、限度額が。あなたが答弁したのは、私の質問に対して答弁したのだけれど、この癒着防止のための手だてを考えると言ったではないですか。違うのですか。今の違う話でしょう。考えていないのですか、予算上程に至っているのに。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員、ちょっと途中ですけれども、ちょっと議題から外れていますから、そこのところ十分注意して質問してください。それと、私もずっと数えておりますので、もう十数回に及んでいますので、委員会での審査要望としてまとめていただきたいと思います。よろしくお願いします。（発言する者あり）議題に外れていますということで、川上議員に申し上げたのです。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　全く議題から外れていない。この予算をやろうという決意を出して上程しているわけでしょう。癒着の防止の手だてをやりますと、１２月に言ったのでしょう。どういうことを考えたのかということを聞いているわけですよ。それは答えられないというのはおかしいよね。これも経済建設委員会で審査してもらいたいと思います。質疑を終わります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第１５号」については質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。「議案第１６号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　下水道料金ですけれども、これも市民が感覚で言えば重い。それで、市の負担軽減制度については充実させる必要があると思うのだけれど、今回予算との関係では、どういう反映があるかと思うので、まず負担軽減制度がどうなっているか、簡潔に教えてください。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　下水道接続に関しての負担軽減制度は、くみ取便所及び浄化槽を公共下水道へ接続する場合に要する経費を補助する水洗便所等改造費補助金や、必要な資金を融資あっせんし、その利子を補給する水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給などの制度があります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは次の質問ではないのですか、私にとっては。債務負担行為のことではない。下水道料金の負担軽減制度は、それしかないということを言っているわけですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　今のは、下水道接続に関しての負担軽減制度となっております。下水道使用料に関する負担軽減制度としましては、使用料の減免の規定があります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それをさっと続けて答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　下水道使用料の減免につきましては、生活保護法による生活扶助を受けている場合に５０％の減免があります。それと別に、災害により排水設備を設置した家屋に被害を受けて、使用料を納付することが困難であると企業管理者が認める場合に減免制度があります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは対象者としては、どのくらいの枠になりますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　現在、災害による被害を受けて、使用料を減免している方はいらっしゃいませんが、ちょっと生活保護法で適用を受けている方の数は、現在ちょっと把握はしておりません。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午後　２時０６分　休憩

午後　２時１５分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。「議案第１７号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市立病院事業会計、医療収益の予算計上がありますけれども、この間の推移をちょっとお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　医療費用につきましては、市立病院への交付金となっておりますが、病院運営のために市に交付される病床分、救急病院及び不採算地区中核病院に係る交付税措置分を一般会計から繰入れ、同額を指定管理者に交付しております。直近３年間の交付金の推移でございますが、令和２年度２億２４２４万１千円、令和３年度２億３５０７万１千円、令和４年度２億３１３２万１千円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　救急病院分は変化がありますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　救急病院分については、変化はございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　不採算部門が中途で発生しても、総額はほとんど伸びていないのだけれど、そうすると病床分の２５０床分がどうだったのかということになるのですけれど、病床分２５０床について、今言った年度の３か年をお願いします。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　病床分、２５０床分の交付金につきましては、令和２年度１億８６２５万円、令和３年度１億８３７５万円、令和４年度１億８千万円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは病院のベッド数の稼働率に関わらず、来るものでしょう。そうすると、この金額がずっと減っていっているのは、交付金が減っているのは、どういうことですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　病床分の一床当たりの単価が年々減少しているものです。令和２年度の病床分の単価は７４万５千円、令和３年度は７３万５千円、令和４年度が７２万円と減少しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　米軍に対する駐留経費、いろいろ増額しているのだけれど、どうしてこれが減るのですかね。これは、どうしてこの単価が減っているか分かりますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　国の基準によるものですので、こちらのほうでは把握しておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国のほうは何の説明もなしに下げてくるわけですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　単価が示されて、通知がされるのみとなっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　コロナの時代、真最中になぜ削るのかと、減らすのかと。ほかに減らすところがあるだろうというようなことを、やはり企業管理者としてはぜひ言ってもらいたいと思いますよ。

それで、こういうふうに病院分については減ってきている。これは市の一般財源から国がやらないのだったら、こんなときに削るのだったら、市の一般財源で対応しようというＢプランというか、そういう検討はされていないのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　独立採算で行っておりますので、検討はいたしておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その答弁は企業局の答弁ではないでしょう。市長のほうの答弁でしょう。だって、ほかにも借金の利払い分について、一般財源で応援やらしているわけでしょう。国からコロナの時代にこんなに減らされているのだったら、１１億何千万円も貯め込み金、上積みしているわけだから、国が減った分は、一般会計のほうから出しましょうというようなことを考えてもおかしくないのではないのですか。どうなのですか。検討しなかったのですか、全く。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　交付税措置がされているということは、もちろん私ども知っておりますが、そういう積算基礎がどういう根拠で変わってきているのかということについては、存じ上げておりませんので、申し訳ございませんが、今のご質問についての答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市立病院ですよ、国が交付金を減らしてきていると。だったら毎年毎年貯め込み金を増やしている一般会計のほうとしては、国が削った分ぐらい入れようということを検討しなかったということを、今おっしゃっているのですかね。関心を持たないと、そういう答弁ですか。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　交付金だけを切り取ってみるというのも、ちょっと申し訳ございません、そこだけで見るというのも問題があろうかと思います。病院経営というのは、診療報酬とかそういうものを、全ての体系の中でどうなっているのかというのを見ないといけませんので、先ほどの答弁と同じでございますが、これについては詳細を承知いたしておりませんので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そういうときは、答弁を差し控えさせていただきますではなくて、答弁できませんと言うんでしょう、事実を知らなかったのだから。

では、コロナ対策で市立病院に国、県から応援金が来ているでしょう。令和２年度は幾ら来たのですか。令和３年度は幾ら来たのですか。それは把握しているでしょう。ちょっと教えてください。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員、いいですか。ちょっと今議題から外れていますから、ちょっとそのところ十分注意して質疑してください。企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　市立病院への補助金については、市立病院に直接交付されており、ちょっと現在、手元に資料がありませんので把握しておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　誰が把握しているのですか、これは。コロナで病院に国、県からどれぐらいの補助が出たのかとかね。さっき言ったではないですか、市民協働部長が。そこだけ切り取って見られても困りますと、説教してくれたじゃない。全体で見てよと。全体の一部を今聞いているのですよ。誰も分からないわけね。経済建設委員会でちょっと確かめてください。とにかく、市立病院は今、守るという立場の予算になっているかどうかという議案質疑をしているつもりです。

それから医療外費用のところに、管理運営協議会委員報酬というのがありますね。委員の構成は、同規則の第３条のとおりになっているわけですか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　管理運営協議会の議員構成につきましては、協議会規則の第３条のとおりとなっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　第１６号に、その他市長が特に必要と認める者というのがありますね。今は１５人なのですか。第１６号に関わる人はいないですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　現在が病院管理者と市立病院長が兼ねておりますので、１４名となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そしたら第１６号に関わる人はいないという答弁ですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　現在はおりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは報酬についてなんだけれど、ちょっと関連して一つだけ聞かせてください。第８条で、専門的協議機関の設置とありますね。これを設置した場合は報酬が発生しますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　報酬対象の方であれば報酬が発生いたします。市の職員とかでなければ発生いたします。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは設置があるのですか、現在。ちょっと教えてください。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　現在は、設置はございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　検討したことはないですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　検討したことはございません。運営協議会の中で、委員からの申出により、運営協議会の中で検討して、設置をする場合がございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　設置したことがあるという答弁なのですか、今。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　設置したことはございません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は従来、医療分野の専門的知識を持つ弁護士とか、それから地域の代表とか、働いている職員の代表とか、患者さんの代表とか、協議会に加わったらいいというふうに思っていたわけです。第１６号で、それが可能なのではないかと思うけれど、必要な場合は第８条によっても対応できるのではないかと思いますので。とにかく国が公立病院、公的病院を再編統合ということで、あるいはダウンサイジングとか言って、様々な攻撃を加えている中で、しっかりとしたこの体制を運営協議会でつくる必要があるし、機能も強化する必要あるというふうに思いますので、頑張ってもらいたいと思います。とにかく市立病院を守らなくてはということが大事だと思います。この質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第１８号」から「議案第２０号」までの３件については、いずれも質疑通告はあっておりませんので質疑を終結いたします。「議案第２１号」について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。「議案第２２号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。「議案第２３号」について、最初に、２４番　平山　悟議員の質疑を許します。２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　今回の和解の議案については、合併以前からの頴田鹿毛馬地区での長年の問題がようやく決着がつくということですが、この和解内容について、６項目挙がっています。それぞれの内容について、お聞きをします。まず、第１項の説明をお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　議案書の２２ページに記載しております和解内容の第１項につきましては、控訴人及び利害関係者である鹿毛馬造林組合は、物件目録に記載しております１６８筆、約２０４万平方メートルの全ての土地に関する権利を有していないこと、すなわち権利は飯塚市にあること、また飯塚市に対して、今後一切の金銭請求を行うことはできないことを双方で確認するということでございます。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　それでは、今回のこの案件が片づけば、飯塚市が物件目録に上げる土地を売ったりしても、その収入は全て飯塚市に入るということですね。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　次に、第２項の説明をお願いします。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　第２項につきましては、今回の裁判の解決金として、飯塚市が鹿毛馬区自治会に対して、４３０万円を訴訟代理人の口座に振り込むということでございます。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　頴田町時代に町と地区との持分割合で支払っていた分収金ではなくて、今回、裁判所は解決金を支払いなさいと言っているのですね。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　その解決金、４３０万円の根拠を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　解決金の金額につきましては、飯塚市が提案したものではなく、裁判所が提示した額になり、その根拠は明示されておりません。高等裁判所がこれまでの経緯を踏まえて提示した金額となっております。

旧頴田町では、頴田町名義であるものの区有地として存在する土地に対して、戦前より合併前まで、統一協定書に基づき分収金を慣例で支払っていました。合併後、根拠のない支出はできないと説明し、合併以降は分収金を支払っておりません。１審の判決におきましても、土地の所有権は飯塚市にあり、分収金を支払う根拠はないとの結論でしたが、一方で今回の訴訟について、裁判所においては、行政と地域住民が長く係争を続けることは望ましくないとの判断から、１０年以上続いている裁判を終結させるために、合併前まで旧頴田町で分収金の支払いを続けてきた事実があることを見て、飯塚市に解決金を支払うよう命じたものと考えております。その額として、強いて考えるならば、合併前の分収金の年平均が約４３万円であったことから、合併以降の１０年間分に相当する額として算定したものかと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　私も行政と地域住民が１０年以上続いている裁判を終結させるために、合併以降の分収金の１０年分に相当する解決金、４３０万円で解決しようと判断したことは、大変よい解決策だと思っております。

次に、第３項の説明をお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　第３項につきましては、控訴人らには今回の解決金以外の請求を行うことはできないという意味でございます。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

では、これも第１項でもあるように、今後は鹿毛馬地区が飯塚市に対して、土地の権利や金銭的要求をしないということですね。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　次に、第４項の説明をお願いします。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　第４項につきましては、鹿毛馬区などと飯塚市が今回の和解条項以外でお互いに権利を主張したり、金銭的要求や支払いをしないことを双方で確認するということでございます。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　また、次も同じような内容でしょうが、第５項の説明をお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　第５項につきましては、飯塚市と鹿毛馬区が造林事業を行うために設立した鹿毛馬造林組合に対しても、今回の和解条項以外でお互いに権利を主張したり、金銭的要求や支払いをしないことを確認するということでございます。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　このことは地域や関係団体、飯塚市が、それぞれ今後は鹿毛馬地区の土地に関しては言い争いを行わないことを確認しているのですね。

最後に、第６項の説明をお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　第６項につきましては、１審及び２審である控訴審の裁判に関する費用は、それぞれが負担するということでございます。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　今回の和解内容については、理解して賛成であります。今回の裁判よりも前にも、鹿毛馬区の住民の皆さんが裁判を起こしていたと記憶しています。となると１０年以上の長きにわたり裁判が行われてきたわけですが、飯塚市がこれらの裁判で支払う費用は幾らになりますか。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　平成１９年９月２５日付で、原告、梅田親義ほか８８名が飯塚市を被告とし、入会権確認等請求事件の裁判を提訴されました。平成２５年１２月２５日に福岡地方裁判所飯塚支部より、飯塚市勝訴の判決を受け確定しております。その際に要した費用は、顧問弁護士の報酬約６００万円です。また、今回の裁判に関する費用としましては、議案提案しております解決金が４３０万円、顧問弁護士に対しては、着手金として約３００万円支払っており、この和解が成立した後に別途報酬を支払うこととなっております。

○議長（松延隆俊）

　２４番　平山　悟議員。

○２４番（平山　悟）

　１０年かけて顧問弁護士の報酬６００万円、着手金３００万円、解決金４３０万円、和解が成立した後の報酬を入れると大体１５００万円ぐらいにはなるのではないでしょうか。

頴田地区においては、ほかの地区でも似たような案件があると聞いています。特に勢田区に関しては、勢田区係争区有地等早期解決についてという嘆願書が出ていると思います。今回の和解が成立すれば、勢田区の案件も同様に解決していくべきだと考えます。このことについては、今後の議会において早期解決を求めていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　次に、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　まず、訴訟に至るまでの経過をもう少しお尋ねしたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　合併前の頴田町におきまして、法的根拠のない入会団体である区というものがあり、登記簿上の名義は頴田町ですが、実質の権利は各区にあるとして、貸付け収入及び払下げ処分を行った場合、区に対して収入の６割を分収金として支払っておりました。合併後の飯塚市では、法的に支払い根拠のない分収金の支払いはできないとして、平成１９年１月９日付で、飯塚市長名で関係区長に対し、支払いを控える通知をしております。この対応を不服として、鹿毛馬区の関係者が入会権と所有権の確認を求めて提訴したものでございます。なお、入会権とは、その土地に対して平等に利用し、収益を得る権利のことで、分収金とは、持分の割合によって得るお金のことでございます。

今回の裁判までには一度判決が出され、原告は控訴せず結審しておりました。その内容としましては、鹿毛馬区の梅田親義ほか８８名が、平成１９年９月２５日付で、飯塚市を相手に入会権と所有権についての入会権確認等請求事件の裁判を起こしたものです。双方で弁論を重ね、平成２５年１２月２５日に福岡地方裁判所飯塚支部より、原告側の主張、請求には理由がないことから、原告ら請求をいずれも棄却するという判決が出て確定しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その後、和解に至るまでの経過は、平山議員との間の質疑、答弁で少しかいま見ることができましたけれど、ちょっとまとまって整理したものを答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　平成２６年６月１１日付で原告、梅田親義ほか２名、平成２７年１２月２２日付で原告、鹿毛馬区及び同日付で原告鹿毛馬自治会が、それぞれ市を被告として提訴したものでございます。その内容としましては、飯塚市鹿毛馬地内にある１６８筆、約２０４万平方メートルの頴田町及び頴田村名義の土地について、入会権を有することの確認と、この権利に関連して、合併前まで頴田町が支払ってきた山林等の保全管理に対する分収金を支払うこと、それによって飯塚市が受けた利益１５００万円などを求めたものでございます。提訴を受けて、双方で弁論を重ね、令和３年３月３日に福岡地方裁判所飯塚支部より、飯塚市勝訴の判決が言い渡されましたが、同年３月１５日付で原告が控訴したものでございます。その後、福岡高等裁判所より、和解による解決が望ましいとの観点から和解勧告があるとの提案を受け、飯塚市としましてもその提案に応じ令和４年２月１日付で、福岡高等裁判所から原告及び被告の双方に和解勧告書が提出されたものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は所有権の問題と入会権の問題とあるうち、特に入会権についてまで飯塚市が認めないということについては、いかがかというふうにも思っております。総務委員会で審査をしてもらいたいと思います。

それで、先ほど和解事項との関係で、飯塚市所有であって、地元、原告らは所有権を主張しないということになっているわけですけれど、このことは地元住民の幸福追求を無視した土地の処分権が飯塚市にあると。つまり、勝手に処分できるのだということとは違うということとだろうと思うのだけれど、それについてはどういうお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　今回の和解が確定しましたら、当該地につきましては、市としては、利活用策を地域住民の皆様の意見も踏まえつつ検討し、活用がない場合は民間への譲渡を行うなど有効活用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その場合の住民をどういう範囲にするかということがあると思うのだけれど、基本的に自然環境、それから生活環境、保全という視点で、住民同意に基づいた保全を考えていくということが重要だろうと思います。質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　次に、１４番　上野伸五議員に質疑を許します。１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　「議案第２３号」です。旧頴田町は、先ほど課長のほうからの答弁の中にもありましたが、この今回和解をした鹿毛馬、口原、勢田、佐與、この４つが合併して誕生した自治体でありますので、今この鹿毛馬区のほかにも他の３地区には、この入会団体というのがまだ存在をしておりますので、今回の和解に関しては当然に影響を及ぼすことになると思います。

それで確認をさせていただきたいのですが、１審では判決をいただいております。控訴審の２審、いわゆる福岡高裁では、裁判所が提示された和解内容に同意をされている。このことが飯塚市としては、公式的な見解になるのだろうと思いますが、この２つの地方裁判所と高等裁判所の司法判断の内容において、共通している事項をお知らせいただけますか。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　共通しているというよりも違いで言いますと、１審の判決におきましては、原告には入会権の権利はなく、その権利に関連する分収金などは飯塚市に請求することはできないとの判決でございました。２審である控訴審に関わる和解勧告の内容としましては、控訴人である原告が所有権や入会権など一切の権利がないことは変わりませんが、この裁判を終わらせるために解決金として、飯塚市が控訴人である鹿毛馬区自治会に対して、４３０万円を支払うことが明記されたということでございます。

○議長（松延隆俊）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　確認します。１審の判決と今回の和解内容には、入会権や所有権は飯塚市のものであって、分収金の支払いは必要ないという司法判断で、この司法判断にのっとって飯塚市は公式見解とされるわけですよね。

○議長（松延隆俊）

　財産活用課長。

○財産活用課長（安武一彦）

　そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　それで今回の和解内容なのですが、鹿毛馬地区とは分収金を基に和解金額を支払うというご答弁がございましたが、他の地区は分収金を取っていない入会団体もあるはずです。なので、それぞれの状況に応じた対応をぜひ考えていただいて、何よりも飯塚市と飯塚市民が裁判で争うというような不幸な事態にならないように、十分な努力をしていただきたいというふうに思いますが、担当部長はいかがでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　確かにご指摘のとおり、地域住民の方と１０年以上争ってきたということは、私どもとしても非常に残念なことだというふうに思っております。今、おっしゃるとおり、今回この分収金、入会権の問題は鹿毛馬地区以外にも複数の地区で頴田エリアでは存在しております。確かにおっしゃるとおり、それぞれ地区ごとに状況は違うかと思いますけれども、今回の判決の内容は、この土地の所有権は飯塚市にあること、そしてこれまで昭和５年に締結しておりました統一の協定書は現時点では拘束力を失っている、なので、飯塚市が分収金を支払う義務、根拠はないということが確認されたわけですので、そこにつきましては、きちんと地域の方々にはご説明をさせていただきながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　先ほども確認していただきましたように、その司法判断は飯塚市の公式見解としても当然のことだと思うのです。そこを変えることはできないと思いますけれども、今回の和解金については、鹿毛馬地区については、以前払っていた分収金を基礎に計算を組み立てられているわけですよ。分収金をもらっていないところがあるとするならば、そこについての手だてはどうするのかというようなことも、丁寧に考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第２４号」について、８番　川上直喜議員に質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　オートレースですけれども、メインスタンド整備事業なんですね。先ほどお聞きしましたけれども、国の意見は聞いていないということだったのですけれども、本当かどうか分かりません。参考にした他場の整備計画はありますか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　全国の公営競技場の多くが昭和３０年代から４０年代に建設されており、現在、そういった競技場は建て替え時期を迎えておりますことから、参考となる他の公営競技場の整備計画は多々ございます。特にここのという競技場を参考にしたというものはなく、これからこれらの整備計画を広く参照させていただき、飯塚オートレース場の現状に見合ったメインスタンドを整備することといたしました。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　状況は全然異なるわけでしょうから、比較しにくいところがあると思うのだけれど、１つだけ比較できることがあるわけですね。経営状況と整備事業総事業費は比較できると思うのです。それについての比較はないですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　今、言われたことに対しての比較表はありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　他場の整備計画の事業費もないですか。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員、工事契約ですから、ちょっと他場の計画については、ちょっと議案と外れていますので質問を変えてください。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どういうふうに言ったらいいか分かりにくいのだけれど、今度は２５億円の随意契約なんですよ。だから、よそでそんなことしているかなというのがあるわけですね。よそでどれだけの事業費を組んだりしたか、していないかとかいうことは、把握していないということですかね。それだけ確認しましょう。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　今、分かるものにつきましては唐津ボートなんですけれども、工事内容は耐震補強プラス全面改修工事、昭和５０年に建設されておりまして、約５３億円の建設事業費となっております。今、手持ちについては、以上になります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ここは、入札方法はどういう方法か聞いていないでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　そこの確認はとっておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国からは話は聞かない。リサーチは不足ということで３６億円を積み上げてきたのだけれど、今回契約議案は２５億円でしょう。どういう経過をたどって、この工事になったのか、この契約金額なったのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　今回の随意契約というやり方になっておりますけれども、これについては公募型提案方式により、本工事の最適な施工業者を選定したということになります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　金額も決めてくださいという公募の仕方をしたのですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　この提案の中には、飯塚市の予定金額を公表しておりました。その中で提案していただきまして、見積金額が今の契約金額、約２５億円というふうになっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２５億２６７０万円、小倉北区下到津５丁目９番４号の松尾建設株式会社北九州支店と書いていますね。支店長の名前も書いていますけれど、どういう会社ですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　会社概要といたしましては、社長が松尾哲吾、創業明治１８年、資本金１億円、本店が佐賀市多布施、本社が福岡市中央区薬院、東京本社が東京都杉並区高円寺南、１４支店で２７営業所があります。従業員が６４７名、主な事業内容は総合建設業、売上高７３９億円、これについては２０２１年８月２０日現在になっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この会社が公営ギャンブル関係の施設の実績は、どれぐらいありますか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　会社の実績としては２件になります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員、いいですか。今この契約についての工事概要なり、総金額、そして落札業者についての質問を今されていますけれども、あと、もうまとめていただくようにお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その２件というのはどういう事業ですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　その２件につきましては、佐賀競馬場メインスタンド有料指定席改善工事、もう１件が佐賀競馬場スタンド等耐震補強工事というふうになっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　農林水産省ですね、それは。事業規模は今度聞きましょう。

それで公募型プロポーザルで随意契約ということになっていますけれど、応募が何者あったのですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　１者になります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると、この会社が落選する可能性というのはあったわけですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　ありました。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どういう場合に落選するわけですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　この公募型につきましては、点数をもって業者選定することから、６０％未満であれば落選という形になります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　落選して困るのは、誰が困るのですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　落選されて困るというのは、当然、飯塚オートレース場、予定どおりの工事計画となっておりますけれども、このことによって他場への影響も多くなることから、私どもオートレース業界と言ったらいいでしょうか、そちらのほうが困るような状況になります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これはプロポーザルでやろうというのは、誰が決めたのですか。どういう経過で、プロポーザルでやろうということになったのですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　この件につきましては、公営競技事業所におきまして検討しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そういうのでは２５億２６００万円も使えないですよ。だから、どこで決めたのですか。どういう経過で、最終的にはどこで決めるのですか。公募型プロポーザルでいきましょうと、１者ぐらいしか応募がないかもしれないけれどやりましょうということになるわけ。これはどこで決めるのですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　人事異動の内示が出まして、前任者より引き継ぎを受けました。その中で、今回の事業についての内容を聞きまして、分割で工事発注し工事が完了できるのか、内部での検討を重ねました。その検討の過程におきまして、地元業者の育成は最優先課題であるがどうしたものかと、関係課のほうに相談を行いました。と申しますのも、今回の工事は年数を要するため、その間は受注業者が手持ち工事となりますことから、他の入札に参加できなくなることとなりますので、今回の整備事業において、なかなか手を挙げてもらえないのではないかとも思った次第であります。そのような中で、今回の整備事業においては、施工業者の優れた技術と経験を取り入れることで、レース運営を行いながら、その方向性で方向を定め、令和３年５月１２日に副市長へ説明を行い、その結果、決裁となったものです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　副市長というのは、どういうことですか。なぜ副市長なのですか。業者選考委員会の責任者という意味合いですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　なぜ業者選考委員会の責任者がそこで出てくるのですか。そこは市長ではないのですか、出てくるのは。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午後　３時０３分　休憩

午後　３時１４分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　まず最初に、申し訳ありませんでした。先ほどの答弁の中で、副市長に相談に行ったのは、業選の委員長ということで行ったのかということに対し、そのとおりでございますと言いましたけれども、それについては取り消させていただきます。プロポーザルガイドラインに沿って、受託候補者を特定しようということで、審査会の設置の起案を行い、市長に決裁をいただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どうして副市長という名前が出てくるのですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　先に副市長のほうへ相談に行き、その後、市長のほうにも説明に行き、決裁をいただいたものです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そういうものを間違うわけがない。それで議案書の４６ページを見ますと、建築工事一式、電気設備工事一式、給排水衛生設備工事一式、空調設備工事一式、これに解体建物というのがあるわけだけれど、全部分割したらいいではないですか。そういう議論をしたのでしょう。分離しよう、分割しようという議論をしたのでしょう。それは地元の業者がそれを自分が元請けで受注すると、ほかに仕事ができなくなるので困ると言ったわけですか。それで、大きいところが取ってくれて下請けに自分が入れば、この仕事をしながら別の本市発注の公共の仕事ができると、そういうことを地元の業者から聞いたわけですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　今回の整備事業につきましては３年を超える工期になります。何もない更地で工事を行うのではなく、当レース場においてレースを開催しながら、また、他場でのレースの車券を販売しながら工事を行うこととなります。工期の厳守、様々な方の安全性の確保を行いながらの工事という内容がありましたので、一括工事発注というふうにさせていただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私の質問には答えていないよね。繰り返しませんけれど、そういうような趣旨で、地元業者と話をしたのかと聞いているわけですよ。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

協議は行っておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど内部でという、関係の部署と話をしたというような話があったけれど、そのプロポーザルするについて、当然契約課と話したでしょう。契約課長とも話したのですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　関係課というのは確かに契約課になりますが、協議ではなく確認をとったということになります。こういう一括発注でプロポーザルをすることに対して、問題があるだろうか、ないだろうかという確認はさせていただきました。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど副所長が言われた、長い時間がかかるので、その間地元の業者が元請けで仕事をとるとほかの仕事ができなくなると、市発注のものが、ということを考えましてとか言いましたね。誰が考えたのですか。何を根拠にそういうことを考えたわけですか。どこからの情報ですか、それは。議員が何かそういうことを言ったわけ、議会で。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　私も一応建築課での仕事をしておりましたし、技術職であります。そういう内容を加味していましたので、協議の中でそういう長期になる工事については、手持ち工事になるということを理解しておりましたので、それも一つの要因だということで考えて、先ほど答弁させていただきました。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　要因になるというのは、誰がそういうこと言い出したのですか。あなたが言い出したわけではなさそうだ。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　今の話になりますけれども、先ほど申しました、レースにおいて、レースを開催しながらの工事になる。また、車券販売を行いながらの工事、様々な方が来られます。入場者のお客様や審判業務をやっている方等、いろいろ様々な方がいらっしゃる中での工事を行うというようなリスクの安全を考えなければならないというのがありました。その中で私としても、リスクとしては、先ほど言ったような、手持ち工事になるのではないかというような内容は、私のほうから発言させていただきました。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員、ちょっと待ってください。一応、一括発注ということで決定に従ってと、もう答弁されましたので、それから先のことについては、ちょっと委員会での審査要望に変えてください。お願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　非常に分かりにくいですね。それで本来、分離分割、地元業者発注というのは基本原則なのです。それは今言ったようなことで、外していこうというのがずっと続いている。これでは困るなと。それで、選考委員会というのか、選定委員会というのか、何人ですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　５人になります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　メンバーを教えてください。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　当事業所を所管する部長であります経済部長、当場の責任者であります次長、財政的観点から行政経営部長、事業竣工を確実に完遂できるかの判断のため都市建設部長、整備事業の事業内容の観点から建築課長、以上の５名となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは本市のプロポーザルの選考委員の選定規定との関係では矛盾はないですか。

○議長（松延隆俊）

　公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（樋口嘉文）

　公営競技場の運営状況、建設過程での諸問題の把握、財政的知見などの密接に関わりのある関係部課長でございますので、問題ないと認識しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ちょっと総務部長、確認してください。こういう構成メンバーに問題がないのかどうか。基準はどうなっていますか、ガイドラインでは。そして、今報告あったやつとの関係で矛盾がないのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　関係のガイドラインをちょっと今出しますので、ちょっと時間をいただけますでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午後　３時２３分　休憩

午後　３時２４分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市が定めております飯塚市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの第６に、審査委員会の設置という項目がございます。読み上げます。所管課は、当該業務に係るプロポーザルを実施するに当たり、審査委員会を設置しなければならない。審査委員会は委員５名以上で組織する。３、委員は、所管部長、所管課長及び所管課職員が構成数の２分の１以上となってはならないものとする。今、ご確認の点はこの点だろうと思いますけれども、この点につきましては、先ほど申しました５名のうち、所管の部長、それから所管の次長が入っておりますが、構成数の２分の１以上にはなっておりませんので、この設定の規定上は問題がないものと理解しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは法律ではないのだけれど、ガイドラインの趣旨はそういうことなんですよ。少なくとも５人以上で十分な審査ができるようにしましょうと。それからそのうち、どんなことがあっても、所管課が過半数を超えてはいけないというだけのことで、そのガイドラインのぎりぎりいっぱいのところですよ。官製談合があったとすれば、非常にやりやすい環境なんだ。だから、官製談合がなかったかというのを、あなた方が自分で証明しないといけない。我々に説明する必要がある。我々は暴く仕事もあるけれど、あなた方はないということを説明する必要がある。

そこで、経済建設委員会では、選定委員ごとに評価ポイントがあるでしょう、それに配点が幾つになっているか、それから実際に審査委員が何点を配点したのか、この一覧表を出してもらって、公表して、そして談合の気配がないのか、明らかにするように審査してもらいたいと思います。その資料は、経済建設委員会までに作れるのですか。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。審査要望として、そういうような方向でやっていただくように、変えていただけないでしょうか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　では、作れるかどうかだけ、答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員、それも委員会での要求になりますので、そこも十分分かっていただきたいと思います。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　作れるわけないでしょう。もうあるでしょう。質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第２５号」から「議案第２７号」までの３件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。本案２５件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

提出されております請願が３件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第６号」から「請願第８号」までの３件は、いずれも経済建設委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

午後　３時２８分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　松　延　隆　俊

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　守　光　博　正

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　太　田　智　広

書記　　宮　山　哲　明

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

書記　　伊　藤　拓　也

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　久　原　美　保

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　山　田　哲　史

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　中　村　洋　一

財産活用課長　　安　武　一　彦

医療保険課長　　鐘ヶ江　孝　二

公営競技事業所副所長　　樋　口　嘉　文

企業管理課長　　榊　　　敏　江